

令和2年6月18日

1. 出席議員

1 番	中 村	日出代	10 番	伊 東	茂
2 番	池 田	廣 志	11 番	松 尾	勝 利
4 番	杉 原	元 博	12 番	徳 村	博 紀
5 番	樋 口	作 二	13 番	福 井	正
6 番	中 村	和 典	14 番	松 尾	征 子
7 番	中 村	一 堯	15 番	松 田	義 太
8 番	稲 富	雅 和	16 番	角 田	一 美
9 番	勝 屋	弘 貞			

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 川	清 高
事 務 局 長 補 佐	樋 口	貴 司
議 事 管 理 係 長	小 野 原	竜 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市	藤	田	洋	一 郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	大	代	昌	浩
総	務	納	塚	眞	琴
市民部長兼福祉事務所長		橋	村	直	子
産	業	土	井	正	昭
建	設	寺	山	靖	久
総	務	岩	下	善	孝
総	務	江	頭	憲	和
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事		田	崎		靖
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長		川	原	逸	生
税	務	山	口	徹	也
福	祉	中	村	祐	介
商	工	江	島	裕	臣
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長		田	代		章
教育次長兼教育総務課長		山	崎	公	和
生涯学習課長兼中央公民館長		幸	尾	か	おる

令和2年6月18日（木）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会令和2年6月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
5	12 徳 村 博 紀	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新型コロナウイルス感染症対策の一環としての市内のICT化について <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校教育について (2) 市庁舎内について (3) 議会内について 2. 新型コロナウイルス感染症の影響による今後の学校、放課後児童クラブの運営について <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校運営に関して (2) 放課後児童クラブの夏休み・冬休みを含めた開設日、開設時間、保護者負担金について (3) 明倫小学校放課後児童クラブ教室の建設について 3. 下水道について <ol style="list-style-type: none"> (1) 受益者負担金の収納率と接続率について (2) 工事後の原状復帰について
6	1 中 村 日出代	<ol style="list-style-type: none"> 1. 政府から通知された「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応」について <ol style="list-style-type: none"> (1) 可能な限り多くの避難所の開設について 2. 高齢者等「避難弱者」の避難対策について <ol style="list-style-type: none"> (1) 「避難行動要支援者名簿」の活用対策について 3. 新鹿島市民会館建設について <ol style="list-style-type: none"> (1) 建設スケジュールについて (2) 建設費について (3) 建設地方債について (4) 鹿島市公共施設等総合管理基本方針について (5) 公共施設等適正管理推進事業債について (6) 民俗資料館について
7	11 松 尾 勝 利	<ol style="list-style-type: none"> 1. 鹿島市の防災対策について <ol style="list-style-type: none"> (1) 鹿島市防災マップの活用と周知の方法について (2) 市民の防災意識の向上について (3) 新型コロナウイルス感染症に対応した防災計画の見直しについて 2. 新型コロナウイルス感染症の影響に対する鹿島市の対応について <ol style="list-style-type: none"> (1) 市内産業の経営の現状について (2) 各種支援策を実施、実施予定であるが、これからの経済の状況予測について (3) 税収への影響と今後の財政運営について (4) これからのまちづくり計画の方針について

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（角田一美君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

皆さんおはようございます。12番議員の徳村でございます。ただいまから通告に従いまして一般質問を行います。

今回の質問の1つ目は、新型コロナウイルス感染症対策の一環としての市内のICT化について、2つ目は、新型コロナウイルス感染症の影響による今後の学校、放課後児童クラブの運営について、最後3つ目は、下水道について、大きく3つの項目について質問をいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、学校教育のICT化についてお伺いをしたいと思います。

全国的にオンライン授業の話が進んでおります。県内におきましても始めている自治体もあり、佐賀県でも積極的に取り組む姿勢が見られます。当市といたしましても、積極的に取り組んでいただきたいと思います。この学校教育ICT化の質問につきましては、先日来ほかの議員から質問があつておりましたので、できるだけ重複をしないような形で質問したいと思いますが、重複する部分も出てくるかと思っておりますので、その点はよろしくお願いをいたします。

まず、アプリの紹介と導入が先行している市を御紹介して質問に移りたいと思います。

Zoomオンライン、これはもう皆さんもテレビ等々で御存じかと思っておりますが、ズーム・ビデオ・コミュニケーションズというアメリカの会社なんですけれども、ここが開発したソフトでございます。このアプリにつきましては、企業や塾に導入実績がございます。今は学校単位でも申込みをすれば制限が緩和されたり、個人でも40分以内であれば無料で使用できるといった状況でございます。

そしてもう一つは、マイクロソフト社が提供しているTeams、これは有償、無償ございますが、今、県立高校等の導入の実績がございます。ほかにもSkypeなど様々なアプリがございますが、これらを行うために必要な環境が、まず先生方、学校側ということですので、Zoomを例えて言いますと、Zoomアカウント、これは無料でございます。あとパソコン、タブ

レット、スマホアプリ、こういったものが機器として必要になります。そして、あと通信環境が、これはW i - F i ですけども、もちろん必要になってきます。生徒側にすれば、アカウントは必要ございません。あと、先ほど申しました通信環境、これはW i - F i が必要になってきます。そして、ヘッドセット、これはヘッドホンとマイクが一緒になったような形のヘッドセットです。運用面におきましては、メリット、デメリットございますけれども、まずメリットとして、先生方は一括画面によって一人一人の意見を即時に理解することができる。授業の録画はできます。これは先生方の中では賛否があるようでございますが、生徒からすれば何度も見られるということで、助かるという声は聞いております。あとは感染症が発生したときにも授業ができる。今回のI C T化は、新型コロナウイルス感染症が一番大きな要因です。デメリットといたしましては、I C Tですから一定の確率でトラブルは起きます。あとは慣れるまで時間がかかる。雑音で聞き取りにくいときもあります。端末によっては反映される人数が制限されます。一番気をつけなければならないのは、著作権法に気をつけていくということです。

そして、先行しているお隣の武雄市では、全ての小学校で1人1台のタブレット端末が使えるように平成26年から配備を進めていまして、このたび中学3年生にW i - F i ルーターを貸し出して各家庭でのインターネット環境も整えています。武雄市では授業を重ねて課題を洗い出した上で、全ての小・中学校でオンライン授業を導入することになっているということでございました。現在では多くの自治体が動き出している状況ですので、本市としてもぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。今後の取組について御計画があればお聞かせ願いたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による今後の学校運営に関して質問をいたしますが、新型コロナウイルスの猛威によって学校運営の在り方も今後変わらざるを得ない状況ではないかと感じております。専門家の話では、年内に第2波、第3波が発生する可能性もありますということで予想されております。今でも学校単位で対策はされているとは思いますが、実際に感染者が小・中学校で出たり、季節によっても対策は違ってくると思いますので、それに備えての市内全小・中学校の学校運営と対策をお伺いいたします。これにつきましては、先日、松尾征子議員、そして、樋口議員からも質問があつておりました。これとは少し方向が違っておりますけれども、例えば、児童と生徒に感染者がもし出た場合、これは学校を休校するか、まずそこからの話だと思います。休校をしたら、それはその学校だけを休校するのか、もしくは全部の学校を休校するか、あと、何日ぐらい休校するのか、こういった決め事がなされているかということをお伺いしたいと思います。

次に、最後でございますけれども、下水道についてお伺いをいたします。

現在、大字納富分地区におきましては下水道工事が進んでおりますけれども、接続率と受益者負担金の収納率をお伺いします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

私のほうからは、1つ目の質問、学校における臨時休校中とかのオンライン授業についての考え方、それから2つ目の、今後、新型コロナウイルス感染症の市内の学校関係での発生についての対応についてというところでお答えをいたします。

まず、1点目のオンライン授業の考え方についてでございます。議員が言われますように、今回、新型コロナウイルス感染症により全国で臨時休校が行われた中で、かなり長期にわたって休校されている地域もあります。休業が長くなればなるほど、学習面の遅れとか履修面での課題が大きくなっていくことになります。

今回、臨時休業の中で子供たちの自宅での学習、ICT機器を活用する事例が徐々に広がってきているところでございます。文部科学省の調査で、4月16日時点において臨時休校をしている自治体のうち、同時双方向型のオンライン授業を行った、そういった家庭学習を行っていると回答した自治体は、臨時休校をしている時点での自治体の5%ということになっています。この調査の時点では佐賀県内は学校が再開しておりましたが、その後、緊急事態宣言が全国に広げられたことで、4月11日から5月13日までの再度の臨時休校期間となっています。この2回目の臨時休校となったところから、県内においてもオンライン授業についての動きが出始めたということを感じております。

議員が言われますように、県立学校については生徒が一人一人のタブレット端末を持っている環境でございますので、今後の臨時休業に備えて基本的に自宅でオンライン授業ができる環境を整えるということでございます。それから、県内ほかの幾つかの市町についても、自宅でのオンライン授業を想定した備えを進めている動きが出ているということで、言われました武雄市についても、この中の一つということになっております。

一方で、県内ほかの多くの市町においては、現状において1人1台の端末の環境となっていないところから、計画が進んでいないのが現状になっておりますけれども、鹿島市も今現在、昨日も福井議員の質問の中でお答えしましたけれども、小学校においては各小学校40台、1クラス分をパソコン教室の中に整備をしている。中学校におきましては、2クラス分ということで、台数としましては、小学校が6人に1台、中学校は5人に1台というふうな状況になっております。

オンライン授業を進める上では、ハード面、端末の整備は当然ですけれども、家庭での通信環境というのが必須となります。同時に、先ほど言われましたオンライン授業を行うソフトとか、あとは先生方の授業テクニック、子供たちにとって学習がより効果的で分かりやすくなるための、そういった取組の部分というのが重要になってきます。先ほど言われました

武雄市、そのほかのところでも幾つか試験的な取組ということでされていますけれども、そういったところが最初の課題ということで認識をされているところでございます。

鹿島市としましては、オンライン授業もそうなんですけれども、ICT化ですね。学校におけるそういったICT教育、オンライン授業というのは非常に今後も進んでくる重要なものだと考えておりますので、そこは取り残されないように整備をしていく必要があると考えております。

ただ、現状におきましては、まずそういったハード面の整備、ソフト面の整備というところを行っていく上で、当然要する費用というのが生じますので、そういったところを見極めながら、今後の導入に向けて慎重に計画をしていきたいと思っております。導入につきましては、まず、お一人1台というのをいきなり全体的に導入するというのは、当然その機器の更新が5年、6年ごとに発生しますので、そういった分散の更新というのを考えながら、また、いろいろなソフトにつきましては、今、国のほうがICT教育を進めていく中で、端末、それから、教育ソフトにつきましては、開発についていろいろと推進をしております。端末、それから教育ソフトのパッケージというふうなものを今現在いろいろと開発について取組を進めておられる中で、今後そういったものをある程度安価な形で提供される環境が整ってくると思っておりますので、そういったところを見極めながら、今後導入に向けて計画していきたいことを考えているところです。

それから、2点目の質問になります。学校の中で新型コロナウイルス感染症の感染者、または濃厚接触者が出るというふうなことが想定をされることがあります。これにつきましては、国、県のほうから学校再開後の感染症防止対策というところで示されておりまして、この中でそういった感染症が発生した場合の臨時休業措置というものを示されておりまして、その中で、児童・生徒、または教職員が感染をした場合につきましては、当該学校は直ちに臨時休業とし、県の保健福祉事務所の調査等に適切に対応する。学校の再開については、県の指導に従った上で、学校における感染者の活動の状況とか、接触者の状況、それから、地域における感染拡大の状況、それから、感染経路の明否などを確認して、県の教育委員会と協議した上で決定をするというふうなことになっております。

それから、児童・生徒、教職員が濃厚接触者に特定された場合につきましては、同じく当該学校は直ちに臨時休校をする。それから、その濃厚接触者については、PCR検査が行われますので、その検査結果が陰性の場合には学校を再開する。それから、もしPCRの結果が陽性だった場合は、先ほど言いました濃厚接触者ということになりますので、県の指導等をいろいろ受けた上で、最終的な協議をした上で、学校の再開については時期を見て行うというような形になってくるということを示されておりまして、

以上です。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

おはようございます。私のほうからは、3つ目の下水道について、受益者負担金の収納率、それと接続率につきましてお答えをいたしたいと思えます。

まず最初に、受益者負担金の制度について御説明をさせていただきます。

公共下水道が整備されることによりまして、トイレの水洗化、あるいは台所、風呂場などからの排出物、これらの生活排水を衛生的に処理できるようになります。そのことで利便性、あるいは快適性が向上いたします。しかし、道路工事や公園整備などと違いまして、その利益を受けるのは下水道が整備される地域の人に限定されることとなります。必要な経費を全て税金で賄うということは、下水道が利用されない地域の方々との間に公平性を欠くということになります。そこで、下水道の整備によりまして利益を受けられる方に対しまして建設費の一部を負担していただくというのが受益者負担金の制度というものであります。

お尋ねの受益者負担金の収納率でございますけれども、今年度より特別会計から企業会計へ移行したことによりまして、3月末での打ち切り決算ということになりましたので、通常年度との比較のため平成30年度の賦課分に関しましての受益者負担金の収納率を御紹介いたしたいと思えます。収納率は平成30年度賦課分で申しますと97.8%でございます。また、下水道が利用できる地域の方々のうち、実際に使用されている人の割合、これが接続率となりますが、これは平成30年度末現在で73.1%という状況でございます。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

先ほど御答弁をいただきました学校のICTの取組ということで、先日、皆さんも目にしている方もいらっしゃると思えますが、鳥栖市議会のほうで一般質問が行われておりました。そこで、双方向のオンライン授業ということで、ウェブ会議のシステムを利用した金額が月額どれぐらいになるかということをして市の教育委員会が試算をされておりました。大体400千円ぐらいが月額必要になるということで鳥栖市議会のほうでは答弁があつておつたようでございますけれども、当市で双方向のオンライン授業をやつた場合、ソフトとかいろんなものによつても違ふと思えますけれども、大体試算をすればどれぐらいのシステム料になるのか、試算をされているんであればお伺いをしたいと思えます。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えをいたします。

議員が言われますように、鳥栖市議会のほうで、鳥栖市の中で学校が自宅とのオンライン

授業を行うときの費用を試算されているということで確認をいたしました。その鳥栖市のほうの試算につきましては、オンライン授業を行うために、自宅と学校の先生のほうとを同時に双方向の通信を行うための会議支援ソフトの使用料、ライセンス料というところでの試算ということでお聞きをしました。通信費につきましては、基本的に各家庭のWi-Fiを使用することを想定ということで、この会議支援ソフトのライセンス料についての試算というところでもございました。このソフトにつきましては、議員が1つ目の質問で言われましたマイクロソフトのTeams、教育用の会議用ソフトを使った場合ということで、ユーザーライセンスが生徒用5人分について月270円、それから、同じく教師用5人分が月350円ということで、鳥栖市の児童・生徒、それから、教師の人数を積算したところで月額約四十数万円というふうな積算になっているところでもございます。1年間契約をしておりますと、約5,000千円ということでもございました。

これに合わせた形で、同じそのマイクロソフトTeamsを鹿島市で使用したときの試算をしております。児童・生徒数が2,377人ということで、5人のライセンスを使ったときに476ライセンス必要で、あと、先生のほうが約200人、40ライセンス必要ということでもございます。まず、生徒用のライセンスにつきましては270円の476ライセンスということで月額128,520円、教師用のライセンスは350円の40ライセンスということで14千円、合計で月額約140千円というところで試算をしました。年間で約1,700千円ということになります。

それから、もう一つ言われましたZoomについても、ちょっと概算なんですけれども、確認をしております。こちらのほうは無料のものもあります。無料につきましては、時間的な制約とかなんとか、そういったものが機能的に出てきますので、基本的にZoomの教育用のソフトというものがございましたので、こちらのほうで試算をしております。これは教師ですね、ホストに対するライセンスということになっておりまして、20人の教師に対して、それぞれ300人まで同時に子供たちにオンライン授業ができるというふうなシステム、パッケージになっております。その教師20人用のライセンスにつきまして月当たり21千円ということで、これを市内の全教室、全クラス分のところで普通教室は83ということですので、これに当てはめて計算をしましたところ、1年間の試算として1,040千円程度の金額になるということも今概算で確認しております。

以上です。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

詳しい説明で分かりやすかったです。ありがとうございました。

この後、GIGAスクールということでちょっと質問をいたしますが、先日の御答弁の中で、鹿島市の場合は教育用コンピューター1台に関しまして、小学校が6人と中学校が5人

ですか、こういうふうになっているということでございましたけれども、今、新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金というのを活用してどんなことができるかということで、ちょっとお示しが本の中に書いてあったんですけども、遠隔オンラインの学習の環境整備、これはG I G Aスクール構想への支援事業ということで、内閣府地方創生推進室の冊子に事例が挙げられております。学校の臨時休校等の期間中も切れ目のない学習環境を提供するための支援策で、児童・生徒、学生、教員が学校や自宅で使うI C T環境の整備運用経費等の一部が交付金の対象ということでされております。また、I C T化に向けた環境整備、これは5か年計画で2018年から2020年度までの計画が作成されておまして、必要な経費は国単位ですけれども、単年度で1,805億円の地方財政措置を講じるということでされております。G I G Aスクールの構想実現に向けたEdTechツールですね、これは後からちょっと説明しますが、EdTechツールの導入や校内通信ネットワーク整備事業に係る地方財政措置は、国庫補助は2分の1で、残りの2分の1は学校教育施設等整備事業債75%、財源対策債15%、残り10%が一般財源です。そして、学校教育施設等整備事業債の75%のうち70%が交付税措置をされます。そして、あと財源対策債の15%についても50%の交付税措置ということで、市が負担する費用としては大体20%弱ぐらいになるんじゃないかなというふうに私はちょっと計算をしてみました。

こういうふうな財政措置がある中で整備していくということになりますけれども、このG I G Aスクールにつきましての、これは国が進めているような構想ですので、全体的に前向きに進んでいくんだろうなというふうに考えますけれども、実際にこのG I G Aスクールの構想ということについて、どういった取組を今後されていくのか、また、その考え、どういった考えをお持ちなのかということをお聞きしたいと思います。

ちなみに、先ほどEdTechツール、あとG I G Aスクール構想ということをお申しましたけれども、まず、EdTechツールというのを説明したいと思います。これはエデュケーションとテクノロジーを合わせた英語の造語みたいなもので、EdTechの「Ed」とテクノロジーの「Tech」を取ってEdTechと。この意味は、教育と最先端の技術を融合して今までとは違う教育を実現しようとするもの。だから、今までにないものを教育の中で取り入れていこうということですね。そして、あとG I G Aスクール構想というのは、これは児童・生徒向けの1人1台端末で、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備して、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を生む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想、これがG I G Aということで、グローバル・アンド・イノベーション・ゲートウエー・フォー・オール、この略でG I G Aということが言われております。G I G Aスクール構想とEdTechの意味合いはこういうことです。当市の構想への考えと取組をお伺いしたいと思います。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えをいたします。

国が示されているG I G Aスクール構想ということで、全ての児童・生徒に1人1台の端末環境というふうなメッセージを国のほうから出されておるところでございます。それに向けて国のほうもいろいろな端末の整備なりネットワーク通信の整備、環境整備について財政的な支援を行うというふうなことを示されております。

鹿島市においては、今までもICT環境の整備につきましては電子黒板の導入、それから、パソコン教室の設置をして、今、パソコン教室の端末はパソコンからタブレットのほうに全て切り替わっているというふうな状況になってきております。当初、国のほうが示されていたのは3人に1台の端末、パソコンの環境を整備ということで、それが一つの計画として今まで示されておりましたが、昨年12月にこのG I G Aスクール構想が打ち出されて、これからは生きる子供たちにとってパソコンは当然鉛筆やノートと並ぶような、同じような感覚で使っていくことになるということで、そういったことで、教育の中で子供たちの教育を誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び、それから、特別な支援が必要な子供たちにとっても可能性を大きくするという中で、こういったものを進めていくというふうな姿勢を示されているものでございます。

鹿島市においては、今現在の中で言いましたように、まだ3人に1台というふうな環境も整っていない状況でございますけれども、今後の中でこれからのICT教育の重要性、それから、比重というのは当然大きくなってきますので、これに向けた環境整備を進めていくところで考えております。先ほど新型コロナウイルス対策の臨時交付金のことに少し触れられましたけれども、その中でもこのG I G Aスクール構想についての費用についても対象とすると、地方分の負担については対象とするというふうな形も示されております。

鹿島市においては、今現在、現実的に1人1台という環境にありません。それから、実際の端末の使い方、パソコンの使い方につきましても、まだ常時授業で使うというふうな環境にはございません。これを今後こういった時代に向けて進めていくためには、当然その端末、それから通信環境の整備も必要ですけれども、先ほども言いましたように、子供たちにとってより効果的な学習を提供する必要がありますので、そのためにまず教師の教え方だったりとか、ソフト、教材、そういった効果的なものをやはり提供していく、準備をしていく必要があると思っております。まず、この端末、ハードの整備とソフトの整備をバランスよく進めていく必要があると考えております。そういった中で、あとは端末の整備につきましては、今既に導入しているタブレット端末等の更新の時期等を考えながら、あとは台数を増やしていくという観点から、必要な台数といいますか、まず重点的にタブレットを使っていく、必要とするところについて徐々に増やしていきたいということを考えております。

それから、コロナウイルスの対策というところでオンライン授業の対応ですね、仮に臨時休校になったときにどうやっていくかというときの備えとしても、やはりそこは考慮しておく必要があると思います。そういった中で、特に学習の中で配慮をしなければいけない学年といいますか、受験を控える中学3年生については、特にそういったところの配慮が必要になるかと思しますので、そういったところを考慮しながら、今後、ICT化充実のほうの計画を進めていきたいということを考えているところです。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

先ほど国の財政措置の話をしましたけれども、あまり大きな負担にはならないんじゃないかなというふうに思いますね。ですから、できるだけ前向きに答弁いただきましたので、計画を立てて進んでいただきたいと思います。

令和元年6月28日に交付、施行されました学校教育の情報化の推進に関する法律という概要の中に、地方公共団体も計画を策定（努力義務）というふうに書かれております。これは計画を作ってくださいということだろうと思いますけれども、この法律に関する努力義務というふうに書いてありますが、この計画自体は作成されているかどうかということをお伺いいたします。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えいたします。

その情報化の推進の計画につきましては、今現在まだ策定をしておりませんが、今後そういった端末の整備等を進めていく上で、当然そこは年次ごとの計画が市としても計画をしていく中で必要になってきます。使い方とか、活用の仕方とか、ネットワークの整備についても一つの方向性を示して、それに沿った形で整備をしていく必要がございますので、今後、そこにつきましては策定のところを検討していきたいということで考えております。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

運用面につきましては、どのアプリを使うかという、その学校によって変わってくるかと思いますが、また休校ということになれば自治体間での教育の格差ということが生まれてくると思います。6月13日の日経新聞には、全国高等学校長協会は47都道府県の代表者と協議し、大学入試の日程を1か月延期するよう求める方針を決めたということで、文部科学省や大学の団体に近く要望書を提出するというので、これはもう提出されていると思いますけ

れども、実際にそのままいくということで、今日か昨日か新聞に載ってございましたけれども、そのまま大学入試を進めるということであっております。こういったことが全国で大なり小なり授業の進め方によって遅れが生じるところもあると思いますので、これからまだまだ小・中学校も第2波、第3波というのが来たときに遅れが生じるところは必ず出てくると思いますので、この備えをぜひ先ほどの答弁のようにお願いをしていきたいと思っております。

次に、市庁舎内のICTについて質問をいたします。

現在、庁舎内はまだWi-Fi自体が整備されていないというふうに思いますけれども、今後、オンラインの会議の必要性はますます高まってくると思われれます。特にオンライン会議が可能になれば、有事の際は自宅から会議に参加できるということもあります。出張先からでも通信環境を整えば参加できます。

先日、福井議員のほうから庁舎内でのオンラインの会議、こういったことの質問が出ておりましたけれども、まず私が聞きたいのは一番手前のほうで、今後、庁舎内のWi-Fiとか通信環境をどういうふうに考えていらっしゃるかということをお伺いしたいと思っております。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

庁舎内のWi-Fiの環境をどう考えるかということでございます。現在、市職員が使っております1人1台のパソコンについては、有線という形で庁内LANに接続をされて1人1台という形でパソコンの使用をしております。ここではかなりの個人情報を活用しながらの業務となっております。特に住民記録や住民税等の杵藤広域圏で管理運営をする基幹系のシステムというものと、庁内で事務処理用に使う庁内ネットワーク、これは庁内全ての課を管理するサーバーからの接続というようなことで、かなりの個人情報がございます。そういった中で、現在、Wi-Fiという形での管理はいたしておりません。これに接続することになるとセキュリティーの課題がかなり出てくるのかなということで、それを解決する必要があるのではないかということを考えております。また、セキュリティーを使わないWi-Fiといいますと、例えば、議員おっしゃったように、ウェブ会議等での活用ということになるかと思っておりますけれども、それについては今後検討していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

以上です

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

今朝のニュースであってございましたけれども、リモートワークをしていく段階でどうして

もセキュリティーが問題になってくるということで、結構いろんなところでハッキングされたりとか、いろんなことが起こっているようでございました。市役所内というのはやはり個人情報がいっぱいあるところですから、そこを差し置いてこれをしてくださいということはなかなか私も言えない部分がございますので、そういったところのセキュリティーがしっかりした段階でもいいですから、今は5Gと言われている時代ですから、少なくともWi-Fiの環境ぐらいは整えていっていただきたいというふうにお願いを申し上げます。

次に、議会内のICT化について質問をいたします。

今、私は、現在、議会内に設置しておりますICTプロジェクトチームのリーダーを務めさせていただいておりますけれども、内容はペーパーレス化、タブレット端末の導入による業務の効率化を主眼として議論を進めてまいりました。しかしながら、なかなか予算、運用面において先に進まない状況でございました。今回、このようなコロナ禍で、市議会もいずれタブレット端末を利用したオンライン会議もできるようにICTの整備をしていかなければならないと感じております。予算面では財政当局に御相談をしなければいけない部分も出てくるかと思いますが、新たな財政負担を生まないようにと思ひまして、プロジェクトチーム内では、議会内の予算をICTのほうにシフトしていくことも視野に入れて今検討している状況でございます。そういった中で、喫緊の課題と捉えていただきまして、予算面も含めて当局の今後の議会内のICTについてのお考えをお示しいただきたいと思ひます。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

議会内のICT化については議員御紹介のように、以前より議会資料のデジタル化やペーパーレス化などの観点から、タブレット等の導入等の御提案があつていたところがございます。議会資料作成の方法や執行部との情報共有の課題などにより、まだ実現ができていないところがございます。庁内職員と同じように今回の新型コロナウイルス感染症により、できるだけ3密を避ける観点から、議会議員の皆様においても集まらない会議などの必要性はあるのではないかと考えているところであります。タブレット機器とインターネット環境が整備できれば、簡易なウェブ会議の導入はできるのではないかと考えているところであります。先ほど御紹介のように、今後はセキュリティーの確保、運用方法、費用負担の問題などの課題を整理しながら、議会の皆様とも意見交換をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

先ほどの答弁は前向きな答弁というふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

先ほど申しましたように、課題が幾つかあろうか思います。そういったところを解決しながらということで、後ろ向きではないということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

ありがとうございました。こういう御時世ですから後ろ向きということは多分ないだろうなというふうに思いながら、再度ちょっと課長には念を押させていただきました。

このような形で、ICT化に向けた取組というのは、今は必要不可欠な状況になっていると思います。新型コロナウイルス感染症の問題で助成金や給付金等の支給で財政状態も大変な折ですけれども、早急にこの点については前向きに進めていただきたいというふうに思います。

次に、先ほど新型コロナウイルス感染症の学校運営ということでお伺いをしましたけれども、これは全国で統一した内容のものということと、あと市単独ではなかなかできないということもありまして、県と相談して実施していくということでございましたので、これはきちんと決まった形があるのであれば、それに忠実に従っていただければ問題はないのではないかなというふうに思います。

あと、先日、質問があっただけだと思っておりますけれども、水泳の授業が学校でなくなったということをお伺いしました。体育全体のカリキュラムとして、水泳がもしなくなった場合、これがなくなって終わりなのか、それともまた来年、少し授業数を増やして水泳をやっているのかというところをちょっとお伺いいたします。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

水泳授業の中止の理由につきましては、昨日答弁しましたけれども、児童の指導、あるいは水質管理が非常に厳しいというようなことで本年度は中止をさせていただきました。

なお、水泳の授業は行いませんけれども、水泳の事故防止に関する心得の指導とか、そういった注意点ですね、これにつきましては当然各学校で行うようにしております。また、水

泳の授業はできませんので、その間の体育の授業はほかの種目等を行いながらやっていくというようなことに本年度はなっています。

それと、来年度以降ですけれども、大体、例えば、小学校ですと2学年で一つの内容になっていますので、前年度できなかった分を次の年に補うような形で行いますけれども、来年度になって水泳の授業が増えるというようなことはなかなか難しいのではないかと考えております。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

あと、年内の学校行事について、これも先日ありましたね、体育大会、運動会、そして修学旅行、この大きなものにつきましては、先日、私もお聞きしましたけれども、これ以外に各学校で、例えば、文化祭的なものがあると思います。こういった催しについてはどのような状況なのか、お伺いをいたします。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えをいたします。

例えば、中学校では文化祭、通常、秋に、10月の終わり、あるいは11月に開催をされておりました。現在のところ、規模縮小や時間短縮をして、いろいろ工夫しながら行うというような計画を立てております。また、小学校では夏季休業中に少年自然の家等を利用して宿泊学習を行っておりました。これについても日帰りに変更するなどして、できる限り体験活動を実施したいというようなことで、現在、各学校、計画をしておるところでございます。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

子供たちは楽しみにしていると思いますので、できるだけその点はよろしくお願いをいたします。

次に、放課後児童クラブの夏休み、冬休みを含めた、これは児童クラブの開設日、時間、そして、保護者負担金につきまして質問をいたしますけれども、初めに、学校が休校中、まず、子供たちの安心・安全を確保して頑張ってくださいました市内全小学校の放課後児童クラブ支援員の皆様には感謝を申し上げたいと思います。まだ油断はできませんが、引き続きよろしくお願いをしたいと思います。今回、このコロナウイルスの影響で夏休み、あと冬休みもかかるのかどうか分かりませんが、夏休みは8月1日から8月23日までというふうに短縮されました。これは本来のスケジュールとは違った形になってくるのではないかと思います。

ますが、今後の放課後児童クラブの開設日、開設時間、そして、保護者負担金等に変更があれば御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

夏休み期間中の放課後児童クラブの開設日と開設時間でございますが、先ほどありましたように、学校休業の影響によりまして市内小学校につきましては、夏休み期間中に追加授業が行われるということで、小学校の夏休みは8月1日から23日ということでございます。

その期間中の放課後児童クラブの開設時間ということですが、午前7時半から18時10分までということで、あと、延長利用者は19時までということになっております。

また、追加授業が行われる期間、また、学校登校日がございますが、そちらについては学校が終了次第、放課後児童クラブでの受入れを行うということにしております。

また、お知らせですが、放課後児童クラブは日曜日と祝日はお休みでございます。それから、あとお盆ですね、8月13日から15日はお休みということにしております。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

失礼いたしました。負担金についてなんですが、保護者負担金ということで、現在は学校の長期休業中も通常どおりの料金としております。通常は月額3千円、それと別におやつ代の800円、合計の3,800円を頂いております。また、土曜日を利用される方は別に月額千円が追加となりまして、さらに言うと、先ほど申しました19時までの延長利用をされる方についても別に月額千円を頂いております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

負担金について少し踏み込んで質問したいと思いますけれども、通常の保護者負担金と変わりはないと思いますけれども、今回、新型コロナウイルス感染症で収入が減ったり、職を失ったりした方も中にはいらっしゃると思いますので、減免、あるいは徴収猶予というんですかね、猶予みたいなものがあれば保護者の方も非常に助かれるんじゃないかなというふうに思いますけれども、このような御家庭があれば御検討をお願いしたいと思います。いかがですか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

放課後児童クラブにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、学校休業中に家庭での養育をお願いしております。クラブを利用しなかった方に対しましては、保護者負担金の日割り計算による減額をした場合は、国の子ども・子育て支援交付金といたしまして、そういった補助事業がありますので、補助対象となっておりますので、この制度を利用いたしまして学校休業中に家庭での養育をしていただいた方については、その理由を問わず保護者負担金の日割り計算を行いまして放課後児童クラブを利用しなかった分を返金するように現在準備を進めております。詳細の内容を今現在詰めている段階でございますので、もう少し猶予をいただきたいと思っておりますが、また、先ほどありました徴収猶予ですね、これまでどおり個々の事情に対して納付相談というのをしておりますので、そういったことで対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

先ほど答弁の中で、日割り計算で返金ということで、これはこれで国の制度で交付対象でありたいと思いますし、また、徴収猶予につきましても御配慮をいただいているという点については感謝申し上げたいと思いますが、今後、新型コロナウイルス感染症の影響で失職されたり、あるいは収入が減ったりした御家庭においては、市独自の施策の検討をお願いしておきたいと、これは私の要望ということでお願いをしておきたいと思っております。

先ほどの答弁では日割り計算で返金ということでございましたけれども、これは保護者の方の手續というのは必要になるのでしょうか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

国からそういった補助事業の中で放課後児童クラブの保護者負担金を返還する場合の返還手続方法が示されております。それによりまして、対象となる保護者の方々に保護者負担金の返納申請をしていただくということになっております。学校休業中において市内の各放課後児童クラブからは各児童の出席状況を提出していただいておりますので、市のほうで利用しなかった日数につきましては、全て把握をしているところでございます。申請をしていただく際は市のほうで利用しなかった日を保護者様にお示しをして確認してもらった上で、な

るべく保護者の皆様には負担をかけないように各放課後児童クラブを通して申請をいただくようにということで現在考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

できるだけこの申請の仕方も簡単なものにしていただきたいというふうに思います。

それから、今回、休校中頑張っていたいただいた支援員さんたちに市として何かしら感謝の気持ちを表していただければというふうに私は考えているんですけども、もちろん医療従事者の方々をはじめ、コロナ禍でどうしても休業ができなくて頑張ったいろんな業種の方がいらっしゃると思います。今回は、私は放課後児童クラブでの質問でございますから支援員さんということでお願いをいたしたいと思いますが、何かしら考えはございますか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

3月から春休み期間を挟みまして5月13日までの間、学校休業に伴う放課後児童クラブ支援員の皆様には長時間の勤務、あるいは変則的な勤務に加えまして、子供たちが不安やストレスを抱える中での感染症対策など、長期間にわたり大変御苦勞をしていただきました。さらに、各小・中学校からも特別支援教育支援員の方や学校生活指導員、あるいは適応指導教室の皆様、子育て支援センターからの応援を含めまして、外部から約20名の職員の方々に放課後児童クラブでの勤務に御協力をいただいたところでございます。また、学校の先生方にも期間中は子供たちへの声かけなど、数多くの御協力をいただいております。さらに、子供を預かっていただくという点では、保育所、あるいは幼稚園、認定こども園、無認可保育所、障害児の放課後デイ事業所など、学校休業中の開設について放課後児童クラブ同様、感染予防と対策を行いながら、子供さんの保育に当たっていただいたところでございます。これまで経験したことがないことで皆さん戸惑いも非常に多かったと思いますが、皆さんの御協力のおかげで一人の感染者も出さずにこれまで無事に乗り切ることができました。子供たちに関わっていただいた方々にこの場をお借りしまして感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

しかし、まだ感染のおそれが完全になくなったわけではございません。一旦は感染拡大が落ち着きましたが、第2波、第3波といった感染拡大の可能性がございますので、放課後児童支援員の皆様に対しましては、5月27日の支援員連絡会におきましても感謝を申し上げるとともに、引き続き感染症対策をお願いしたところでございます。今後このような状況がい

つまで続くのか分かりませんが、こちらも全力でサポートをしていきますので、鹿島市の大切な子供たちのために、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

先ほど課長の答弁の中で、そういった言葉があれば、コロナ禍で一生懸命頑張った皆さんは本当に報われるんじゃないかなというふうな気がいたします。少しでもこういう声かけをしていただけるだけでもやっぱり人は大分変わってくると思ひます。ですから、今後もしこういったことがあれば、市としては積極的にこういった感謝の気持ちを伝えていただければというふうに思ひます。

あと、明倫小学校の放課後児童クラブ教室の建設について質問いたしますけれども、明倫小学校の大規模改修と明倫小学校の放課後児童クラブ教室の建設についてどのような計画になっているのかお伺ひいたしますけれども、改修工事の中には、今オープン教室になっているところに仕切りをつけてエアコンを設置していくという形になると思ひますけれども、逆にコロナ禍においては密閉を作るという環境にありますから、これは設計段階の中で幾らか工夫をしていかなければならないんじゃないかなというふうに思ひますが、設計の段階から少し変更が生じている部分があるのであれば、その部分を教えていただきたいというふうに思ひます。例えば、窓の数を増やすとか、換気機能のついたエアコンを使うとか、そういった設計段階のことですね、それも踏まえて計画をお知らせいただきたいと思ひます。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えいたします。

明倫小学校の大規模改造工事ですね、今年度から工事が始まります。その中で、普通教室については御存じのように、オープンスペースということで部屋の仕切りはない状態が今現状でございますけれども、今回の大規模改造の中での計画におきましては、それぞれの教室につきまして可動式のパネルの壁を取り付ける計画でございます。今現在、鹿島小学校が同じような整備を行っておりますけれども、必要に応じて普通の教室のように部屋の形を取ることができまして、また、壁のほうを可動させてオープンスペース、今までのような形でも利用ができるような状況になっておりますので、今回については新型コロナウイルスの対策ということでは特に計画変更等は考えておりません。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

分かりました。

最後の質問なのですが、下水道について、先ほど接続率と受益者の負担金の収納率をお伺いいたしました。そこで、受益者負担金についてももう少し質問をいたしたいと思いますが、下水道の負担金を払っていた場所が、その後、複数世帯が使用する道となった場合、その面積分というのは返金をされるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

受益者負担金の返金についてお答えをいたします。

受益者負担金は、公共の用に供している道路、あるいは学校用地、自治会所有の土地など、一定の要件に該当する場合負担金を減免するという制度を設けております。しかしながら、一度賦課された受益者負担金は、所有者の都合によりまして利用状況が変わったりしたときに、負担金の減免に該当するような利用形態となった場合であっても、負担金の返還はいたしておりません。

以上です。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

この返金ができない場合の理由というのは、どういう理由で返金をされないのか。先ほど、一度賦課したものは一度きりしかしないということですね。よくも悪くも一度だけということですね。ですから、それは理解できますけれども、その理由の根拠というのは何なのか、お伺いをいたします。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

受益者負担金、これは下水道の整備によりまして、下水道を利用できるようになった土地につきまして供用開始をするわけですが、その供用開始年度の4月1日現在、これを賦課の基準日ということに設定をしております。そのときの所有者及び土地の利用形態に応じまして賦課をいたしております。その後、状況変化による再賦課はできないというふうには解されているところでございます。逆説的な事例を申しますと、その後の状況の変化によって受益者負担金の減免に該当しなくなった場合であっても、受益者負担金は一度限りの賦課であります。その賦課を当初に減免しているということから、減免を取り消して新たに

賦課することもございません。したがって、今回指摘されているような一度賦課した下水道の負担金につきましては、所有者の都合によりまして利用形態が変わって負担金の減免に該当するような利用形態となった場合でも、返還はいたしていないということで運用いたしております。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

先ほどの答弁はですね、私は根拠を聞いたんですけれども、今、市が運用しているやり方を言われただけで、根拠にはなっていないというふうに思いますけれども、その根拠というのは何かございますか。例えば、法律だとか条例とか、それに基づいてこういうふうなことをやっているという、その根拠を知りたいんですけど。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

根拠ということでございますけれども、賦課の基準日をその供用年度の4月1日ということで設定しております。この賦課に関しましては、税金に例えると、固定資産税についても1月1日現在が基準日ということで、その後の所有者の変更にしまして賦課を取り消して新たな所有者に賦課するというようなことはやってございません。そういうことから、この負担金につきましても、賦課基準日の状況に応じてということで対応しているというような状況であります。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

先ほどから御答弁いただいておりますけれども、運用の中でのことであって、それが根拠という形ではどうも理解しがたい部分がありますけれども、全てにおいてやはり何かしら根拠があると思うんですよね。ですから、その根拠の部分をしっかりとお示しをいただいた上でこういった運用をなされることが一番大切だろうというふうに思います。特に市がこういうふうにやっていますからということになりますと、例えば、他の市町がそういうふうにやっているとか、県がやっている、国がやっているということに準じてやるのであれば、それはそれで納得いきますけれども、根拠という部分が若干弱いような気がいたしますので、そこは明確に知っておいていただきたいというふうに思います。

あと、下水道の現状復旧につきまして、アスファルト、コンクリート、こういったものは、もうアスファルトはアスファルト、コンクリートはコンクリートということで現状復旧、これが普通の形であろうというふうに思いますけれども、このような中、町なかを見えます

と、幅の広い道については半分だけしてあると、若干細いところについては全面舗装をしてあるということで、この全面舗装と片側舗装だけの基準というのがどういふふうになっているのかということをお伺いいたします。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

路面の復旧ということでございますけれども、下水道工事の場合は仮復旧と本復旧に分けて2回行っているような状況です。仮復旧は掘削部分の埋め戻し後に行うということで、本復旧につきましては、自然転圧によりその後の影響を少なくするために、原則的には1年ないし2年後ということの施工にいたしております。下水道事業の手引におきましては、本復旧の際、復旧の範囲というものは2車線の場合と1車線の場合ということで例示されておりますけれども、2車線の場合は掘削部分に影響部分を加えた車線単位の復旧ということで、単車線の場合の道路幅は通常4メートル程度でありますので、車線単位、単線の場合は全面復旧ができるということになっております。しかしながら、先ほど御指摘いただいております幅員が広い道路、あるいは耕種用道路につきましては、全面復旧とならないことになっておりまして、路盤の厚みとなる影響幅の範囲に限定されることになってまいります。そのため、掘削部分を片側に寄せるなど、舗装への影響を少なくした上で、最大道路の中央までの復旧ということで行っております。全面復旧の基準ということでは、近隣市町の状況でいうと、5.5メートルが最大舗装復旧幅ということでありまして、鹿島市のほうも同等の対応をしているところであります。この下水道工事に要する費用というものは下水道の料金で賄っているというようなことでありますので、利用者負担となります。そういうことから、一定の基準を設けて運用しているというような状況であります。

以上です。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

先ほども根拠ということでお伺いしましたけれども、これも最大5.5メートルということでの御答弁だったと思いますが、先ほど一定の基準ということでも申されましたけれども、これの根拠というのはございますか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

基準でありますけれども、まず、2車線の場合は通常4メートル以内ということになっておりまして、これら基準で申しますと片側車線を復旧できるという基準になっております。

ところが、1車線の場合は、これも若干広い場合がありますけれども、それでも影響幅を加えると1.2メートル以内に収まるということで全面復旧をしております。つまり、掘削幅に影響幅、これが路盤の厚みということで、通常15センチ程度ですが、影響幅を15センチ入れまして、あと残った部分が1.2メートル以上ありましたら、その影響幅はゼロということで掘削幅プラス路盤の厚みの影響幅に限定されるということになっております。ただ、運用といたしまして近隣の市町と合わせまして、最大5.5メートルのところまではその後の道路の利用形態に影響を与えるということで、最大5.5メートルまで幅員を広げて復旧をやるということで運用をいたしておるところでございます。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

根拠は分かりました。先ほどから根拠をちょっと聞きましたけれども、明確な根拠というのがなかなか御答弁の中ではいただけなかったような気がしますけれども、近隣の市町に合わせてやっていくというのは大事なことだろうなというふうに思います。

今回の一般質問は新型コロナウイルス感染症の質問が多くなりましたけれども、まだまだ日常生活においても十分な予防対策が必要で、油断はできないと思われまます。このような中でも医療従事者の方をはじめ、必要不可欠な業務を遂行されてこられた皆様には本当に感謝を申し上げたいと思います。少し収束が見えてきたような気がいたしますが、体に気をつけて頑張っていたきたいと思ひます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（角田一美君）

以上で12番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時30分から再開します。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

こんにちは。1番議員の中村日出代です。よろしくお願ひいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対応で御苦勞していただひている関係者の皆様に感謝を申し上げます。市民の皆様、そして関係者の皆様の御努力もあり、鹿島市内には1件も発生することなく、現在、安心を感じる生活を送ることができています。まだ長い闘いになると予想されております。私も気を緩めることなく、今までどおりの自粛した生活を続けていき

たいと思っております。

それでは、通告している項目について質問いたします。

政府から通知のあった避難所における新型コロナウイルス感染症へのさらなる対応についてです。

毎日のように報道されているのが新型コロナウイルス感染症対策です。6月8日の佐賀新聞に、「避難施設増強へ自治体支援 国交省 大災害へ備え、密集対策も」「最新の想定に基づいて建物を改修する自治体に財政支援する」との報道がありました。PCR検査施設なども支援があるのではないのでしょうか。この支援を受けられるように、市には早急に検討されるように要請します。

令和2年4月1日、政府から避難所における新型コロナウイルス感染症への対応についての事務連絡がありました。内容は、現在のような状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要になっているとしています。各自治体で避難所における新型コロナウイルス感染症対策が検討されています。

それでは質問です。政府からの通知の第1の、可能な限り多くの避難所の開設についてです。

現在の指定避難所は33か所指定されています。あと指定できる公的な施設は何か所ぐらいあるのでしょうか。

次に、高齢者等避難弱者の避難対策についてです。

避難弱者とは、災害時、自力では避難が難しい人たちを言います。避難が難しい人たちを避難行動要支援者名簿として市で作成されています。その避難行動要支援者名簿の活用について質問します。避難行動要支援者名簿は、毎年更新して作成しているのでしょうか。

そして最後に、新鹿島市民会館建設についてです。

建設スケジュールの案では、建設入札の公告は4月、入札は5月下旬となっていました。入札の公告が6月に遅れたとのお話がありました。遅れている理由と、完成までのスケジュールを教えてください。

関連質問はこの後いたします。よろしく願いいたします。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

総務課のほうからは、まず2点、私からお答えしたいと思います。

まず、1つ目の避難所の現在の33か所について、あと何か所増やせるかという点と、もう一つは、災害時の弱者と呼ばれる避難弱者の方について、毎年名簿を更新しているかという点ですので、よろしく願いします。

まず、1点目の避難所につきましては、現在、先ほど議員のほうからおっしゃいましたと

おり、災害の危険が迫った状況においては、住民の方々が緊急避難する指定緊急避難場所が33か所ございます。そして、災害により被災した住民の方々が一時的に滞在、生活される指定避難所が24か所ございます。これらの施設は、これまで台風のときなど、まずは「かたらい」1か所を自主避難場所として開設して、気象状況や災害状況に応じて避難勧告や避難指示等の発令時など、適宜、避難場所の開設により増やしていくことで対処をしてきております。

災害時は、安全な場所にいることがまずは重要ということになるために、市民の皆さんには市が開設する避難場所への避難だけではなく、最近のことですけれども、テレビなどにより広く周知されてきた自宅2階以上への垂直避難、あるいは親戚、知人宅に身を寄せる縁故避難、分散避難など、市民の皆さんにも今回の新型コロナウイルス対策を踏まえた避難行動の検討もお願いし、市としては、併せてその周知も重要というふうに考えております。

また、国からは、先ほど議員おっしゃいましたとおり、ふだんよりも可能な限り多くの避難場所を開設するよう通知が出されておりますので、鹿島市でも避難勧告や避難指示等の発令時には、「かたらい」を含めて市内6地区の防災の拠点施設であります地区公民館を同時に開設する方向で検討しております。その後もこれまでどおり、気象状況や避難者数に応じて順次開設していくことを予定しております。

私のほうからは以上であります。（「高齢者」と呼ぶ者あり）

すみません。あと、高齢者の名簿ということでお答えしたいと思いますけれども、これは正式名は避難行動要支援者名簿ということで、各地区にお知らせをしております。この大きな流れを少し御説明したいと思いますけれども、毎年12月末に、避難行動要支援者登録台帳及び支援対象者の個人情報提供の同意書を支援対象者の方に郵送いたしまして、名簿の更新を行っております。これを受けまして、毎年5月から6月にかけて、同意があった支援対象者の台帳を区長さんと民生委員さんに配付し、説明を行っております。

この説明の概要といたしましては、名簿の意味や支援対象者となられる方々の理由、事前通知する個人情報の適切な管理、災害時における支援対象者へのお声かけや安否確認などへの活用をさせていただいております。

なお、現在の名簿というのは、杵藤地区電算センターに対象者の抽出をお願いして、名簿の更新を行っておりますけれども、どうしても紙ベースでの管理じゃなかなかうまくいかない部分がありましたので、来年度からは避難行動要支援者システムを導入して、毎月名簿の更新を行って、支援等の関係者への最新情報を提供して、高齢者等避難弱者の方々の安全・安心に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

それでは、私のほうから市民会館建設事業のスケジュールについてお答えをしたいと思います。

議員御質問されているとおり、新型コロナウイルス感染症の影響で非常に厳しい状況が続いているわけですが、このコロナウイルスの影響で、今年4月7日、緊急事態宣言が初めて発令をされました。これについては、ある一定の関東圏、それから福岡辺り、関西含めて7都府県だったと思いますけれども、発令されたわけです。その後、4月16日には全国に緊急事態宣言が広がることとなります。御存じのとおりだと思います。ゴールデンウィーク中の5月4日には、この緊急事態宣言が延長されて、5月末までということで発表されました。ところが、5月半ばぐらいには、この緊急事態宣言が一部解除をされて、佐賀県についても解除をされたところですよ。

ただ、おっしゃったように、4月に建設事業の公告を予定していたわけですが、この緊急事態宣言がどのような動向になるかというのがはっきり分からない部分がありましたので、また建設業界についても、建設工事がストップしてしまうという事態が続きました。この緊急事態宣言の措置の動向を注視しながら見ていたわけですが、緊急事態宣言が一部解除されたということで、いよいよ鹿島市民会館についても公告しなければいけないということで、5月29日に建設工事に関する入札の公告をしたところでございます。この入札につきましては、7月7日に開札を予定しているところでして、順調にいけば、その後、契約締結に当たっては、市議会のほうに臨時会の開催を依頼したいというふうに考えているところです。市民会館の工期としましては、およそ20か月程度が必要ではないかと考えておまして、仮に7月中に着工できるとしたら、令和4年3月には竣工できるのではないかとこの計画を持っているところです。

私のほうからは以上です。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

政府からの事務連絡で、次の9項目の助言がなされています。1、可能な限り多くの避難所の開設、2、親戚や友人の家等への避難の検討、3、自宅療養者の避難の検討、4、避難者の健康状態の確認、5、手洗い、せきエチケット等の基本的な対策の徹底、6、避難所の衛生環境の確保、7、十分な換気の実施、スペースの確保等、8、発熱、せき等の症状が出た者のための専用スペースの確保、9、避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合などになっています。この9項目全部を質問していると時間ありませんでしたので、可能な限り多くの避難所の開設にしました。

政府が示している内容は、発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数

を考慮し、あらかじめ指定した避難場所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図ることとされています。開設とは施設設備などを新しく設けること、また、その使用を始めることとされています。

まず、収容人数の見直しについて質問します。鹿島市の指定緊急避難場所、指定避難所は、全部で33か所指定されていますが、収容可能人数を見ると3密状態になることは確実です。

(資料を示す)

これは、市から頂いた防災マップでありますけれども、よくできていると思います。市民の皆さんもなるべくよく読んでいただきたいと思います。16ページの指定緊急避難場所、指定場所の収容人数を見ると、一番多いのが2つありまして、市民交流プラザ「かたらい」790人、西部中学校1,000人、国の指針の1人当たり4平方メートルのスペース、通路幅2メートルとすると、収容人数が4分の1になり、市民交流プラザ「かたらい」は790人が200人弱。西部中学校1,000人が250人となります。鹿島市も他の市町のように、避難所の収容人数の見直しをされていると思いますが、現時点で避難場所の収容人数を見直した箇所が何か所ありますか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

この避難場所の見直しの箇所ということで、今回、新型コロナウイルス関係の対策も踏まえて、6施設をまず主要拠点の防災の避難所ということで、先ほど答弁いたしました。まず、ここがコアの部分になりますので、ここの見直しを行っております。それで、大体1人当たり2メートル真四角の4平方メートルがソーシャルディスタンスということで、鹿島市は、その中に通路2メートル確保しまして算出をしておりますが、ここの中で、通路の2メートルのうちの1メートルを、そのお一人当たりの4平方メートルにくっつけてまして、3メートル真四角当たりを算出の根拠、国とか県とかほかの自治体の事例を基に算出をしております。それを基に計算をいたしますと、1人当たり9平方メートルで行っております。

まず、結論を言いますと、6施設の人数といいますと、450人で算出をいたしました。個別に先ほどおっしゃいましたので、6施設の概算を出しております。述べさせてもらいますが、北鹿島公民館で13人、「かたらい」で175人、のごみふれあい学習館で135人、林業センターで15人、臥竜ヶ丘体育館で88人、漁村センターで24人ということで、まずはこの6拠点施設の中で出ささせていただきます。災害の規模に応じて最大33施設まで拡大ということで、今後は検討の必要があるというふうに判断をいたしております。

以上でございます。（「合計何人ですか」と呼ぶ者あり）450名です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは施設を増やす計画はないわけですね。それで実際足りるんですか、被害があった場合は、災害があった場合は。450人。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

どこまでが大災害で、鹿島にどういう影響を及ぼすかというのは、四、五年ぐらいの全国的な災害の状況を見ましても、いつの時点を基にしたらいいかということで判断が難しいところがございますけれども、直近で申しますと、平成30年の7月豪雨が鹿島への大きな被害をもたらした台風が出たと思います。この7月豪雨のときの最大の避難者、瞬間的な分ですけれども、これが33施設開設しまして、17か所に232名さんということで避難の方を受け入れたという実績がございますので、まずはこの数字あたりを基にどれぐらいにやったほうがいいかということで6拠点施設をまずは算出して、先ほど述べましたとおり、全部の33施設を今のコロナ対策を踏まえないで開設した場合は1万人程度でございますので、その中でソーシャルディスタンスの社会的な距離をどのように保って対応していくかというのが、先ほど申しました、順次状況を見ながら、職員もその施設には分散して配置しますので、対応していきたいというふうな流れになってまいります。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、開設に当たり、国の方針では避難所は専用スペース、集合スペースと分けて開設するとしています。専用スペースとは、妊産婦、要配慮者等のスペース、集合スペースとは避難者スペース、障害者スペース、高齢者スペースと開設の区分けをしなければなりません、この検討はしていますか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

議員おっしゃっているのが、国から4月に、これは内閣府、消防庁、厚生労働省から避難所における新型コロナウイルス感染症の対応についてということで、その後にもたさらなる対応ということで、順次ずっとその後は現在までガイドライン等で地方自治体においては努

力をするようにということでございますので、ここにつきましては、分散化、特に距離を保つということでございますので、先ほど答弁いたしました中で、個人単位、世帯単位ぐらいでの社会的距離をまず保っていただくという中で、女性の方や高齢者の方、そして災害弱者の方等に対してのスペースの確保という面もでございますので、ここは市のほうとしては予算化をしていますけれども、パーティションを準備いたしまして、なおかつそういう専用スペースが必要な方については、個別の部屋とか、あるいはそれが満杯の場合は体育館とか避難所とか、そういうおのおの場所において専用の場所、区切りを当然しなくちゃいけないですけども、そういうことで対処は必要があると思っております。これは事例の中でもそういう臨機応変な対応ということで示されておりますので、鹿島市としてもその対処に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

コロナウイルス感染症対応時の避難所のレイアウトといたしますけれども、見とったら、かなり厳しかですね。1 階が妊産婦専用トイレ、2 階が濃厚接触者、そして今度は中に集合スペース、それから避難者、とにかく看護師、保健師の巡回とか、この避難所を造るだけでも本当に大変だと思います。この避難所をどうしても造らなければいけないときには、詳しくなっている避難所を何か所開設する予定ですか。このレイアウトを見ると、1 階が避難受付時と受付以降となっているですもんね。1 階が受付で発熱者、要配慮者、濃厚接触者、2 階がまだそういうふうになって、入り口には看護師や保健師の巡回、炊き出しとか、ずっとなっていますけれども、こういう施設を造るのは本当に何か所もできないと思うんですよね。市のほうでは何か所ぐらい造る予定でいらっしゃるのかをお聞きします。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

現時点では、33施設のうちに何か所という明確な数はまだ準備していないんですけれども、先ほどから申しましたとおり、まずは6拠点施設の中で、その後に、今、議員おっしゃられます何施設を拡大するかというところについては、ある程度のスペースの広さがあると思いますので、各地区には体育館とか、あるいは体育館に付随した施設等々がございまして、10人、20人とか、50人未満ぐらいの小さなところでは厳しいか分かりませんが、100人を超えるような収容スペースの施設で一定の距離をお互い保てるようなところは拡大していきたいと思っておりますので、この33施設のうちの、ここでいいますと、大きなものが3分の1

はございますので、半分から3分の1ぐらいまでの数の中で順次拡大していく中での検討は、今回の新型コロナウイルス関係については、あるんじゃないかというふうに判断をいたしております。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

先ほどパーティションという話はあったですかね。これは間仕切りということでしょう。市ではパーティションを何個購入されていますか。そして、このパーティションは飛沫を防ぐためにも座る位置よりも高いものが要求されています。また、プライバシーを確保するためにも必要と思われるので、このパーティションを購入された数と、サイズを教えてください。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

このパーティション、間仕切りにつきましては、今回、補正予算で計上させていただきました。まず、何個かというところでございますが、135個でございます。そして、サイズでございますけれども、材質は外のキャンプ等で使うナイロン製のものとございまして、2.1メートル四方で、高さが1.4メートルの製品でございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

この感染症の避難場所の確保は喫緊の課題です。対応、対策の検討を早急にしてもらいたいと思います。

それでは、次の高齢者等避難弱者の避難対策について、避難行動要支援者名簿の活用についてということで質問します。

避難弱者とは、災害対策基本法第8条の15項に、高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者に対する防犯上必要な措置に係る事項に要配慮者として規定されています。要配慮者とは、災害時、自力での避難が通常の者より難しく、避難行動に支援を要する人たちを言います。さらに、同法律の第49条の10項では、要配慮者の中で特に支援が必要な者に関しては、市町村が避難行動要支援者名簿を作成しなければならないと規定されています。先ほど台帳を作ったというお話があったですね。この避難行動要支援者名簿については、作

成された際、各区長と民生委員さんが保管されていると聞きました。

それでは質問します。第七次総合計画の会議で、この名簿について、亡くなった方の記載があった。市は確認をしっかりともらいたいとの指摘があったと聞きました。その指摘を受けて確認作業をされたと思いますが、亡くなった方の記載が何件ありましたか。

○議長（角田一美君）

答弁は午後をお願いすることとし、午前中はこれにて休憩したいと思います。

なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

○議長（角田一美君）

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

1番議員の質問に対する執行部の答弁を求めます。岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

午前中の御質問に関しまして、避難行動要支援者名簿の中で、亡くなった方は何人いらっしゃったかということについてお答えしたいと思います。

少し事務的な流れの御説明になりますが、この要支援者の対象者が、現在、約3,200人いらっしゃいます。そして、年末に台帳及び同意書をこの方々に郵送して、1月から4月にかけて返送をさせていただいております。そして、杵藤地区の電算センターより対象者一覧の情報提供をさせていただいて、同じく年末の発送までの数日間分につきましては、市の業務として市民課のほうで死亡届を確認して、削除してから発送を行っております。また、区長さん、民生委員さんに対しましては、梅雨前のなるべく早い時期に名簿を配付しておりますが、どうしても年末の発送から返送期間の4月までの約3か月間分について、対象者約3,200人の中から後追っての死亡届の確認までは行えていない状況でございます。

この期間の死亡者の削除につきましては、これまで区長さん、民生委員さんで、市民課から毎月異動連絡票が送付されて対応させていただいております。感謝をいたしているところでございます。

なお、死亡者などの課題があったことから、その改善対策として、今年度に避難行動要支援者のシステムを導入する予定となっておりますので、この導入後は毎月一回、住民基本台帳のデータとの照合を行えるようになるために、来年度からは最新に近いデータでの提供ができるようにして、地元の御心配の解消に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

それでは、支援の必要な方には十分な対応をよろしくお願いいたします。

次に、3番目の最後の新市民会館建設について質問いたします。

建設費については2,684,600千円で増減はないでしょうか。

○議長（角田一美君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

それでは、建設費についてお答えをしたいと思います。

先ほど議員おっしゃったとおりに、令和2年度の当初予算ということで、令和2年度及び令和3年度の継続費として26億円相当を計上しているところでございます。これにつきましては、市民会館の建設事業の工事費と、それから工事の管理費のほうを対象としているところでして、新市民会館の全体的な備品の整備については、これから具体的に精査をしまして、別途必要な予算をお願いしたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

備品の予算はどれぐらいですか。

○議長（角田一美君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

備品につきましては、先ほど申し上げましたとおりに、今後、詳しく精査をしないといけないんですけれども、おおむね同規模ぐらいの文化ホールといいますか、文化施設につきましては、大体120,000千円から150,000千円程度がかかるであろうということで、設計士さんのほうとも相談をしておりますので、今後詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

それでは、この2,684,600千円というのは、その建設費だけですか。その建物だけですか。

○議長（角田一美君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

おっしゃるとおり、26億円の予算につきましては、建築の本体、それから建物に附属している電気設備とか機械設備、空調関係、それから今回ホールですので、特殊な舞台の装置が必要です。その舞台の装置、それから一部外構ですね、少し駐車場がかかってくるので、

その部分の工事のほうを含んでいるところです。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

令和2年度は1,412,948千円、令和3年度は1,271,652千円ということで、2,684,600千円になっているわけですね。これは全部地方債という借金で賄われるわけですか。すみません、90%が借金ですかね。教えてください。

○議長（角田一美君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

おっしゃるとおりに、26億円につきましては、およそ90%が起債の事業になりまして、残りの10%が一般財源等々になっていくところです。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、決定した金利の利率と、30年間償還で年間の償還額を教えてください。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えいたします。

これは公共施設等適正管理推進事業債という地方債でございます。この利率につきましては、今、知事のほうに申請中でありまして、同意後、借入開始というふうになります。今現在の利率は0.4%でございます。償還予定額でございますが、年間約53,000千円でございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

53,000千円を30年間払って市民会館建設をするわけですね。そしたら、これだけの金額を払って市民の得られる利益というのは、どういうことでしょうか。

○議長（角田一美君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

お答えをいたします。

市民の方が享受される便益というか、利益についての御質問だと思います。この辺が数値とか金額とかで表わせれば非常に分かりやすいかと思いますがけれども、なかなかそれが難しい状況でございます。

新しい市民会館ができるということであれば、例えば、人材育成ですね。そこで活躍をもらう小・中学生、高校生の皆さん等々が練習してもらったり、コンクールをしていただいたりして、その中で入賞や受賞をしていただくことができれば、そういう方々の育成につながっていくのかなと思いますし、今度新しい設備が入りますので、これまでの市民会館というのもエイブルのほうに指定管理をした形で運営をしてきたわけですがけれども、そこにはやはり舞台のある程度の操作の技術者の方の技術が必要ですので、当然その方々をこれから活躍していただく、そういう雇用の機会にもつながると思いますし、新しく市民会館を建てることできれば、市民会館の運営の中で事業所への業務委託とか様々な発注あたりが出てくると思いますので、地元の事業者さんの育成といいますか、その辺にもつながっていくのかなと思います。

もちろん、市民会館ホールを使っていただく市民の方の交流、そういう部分もあると思っておりますし、周辺店舗とか飲食店の売上げにも効果が出ればなというふうに思っておりますし、また、市のランドマーク的な施設でもあった市民会館が新しくなるということで、地域の象徴といいますか、存在自体が住民の皆さんにとっての誇りになるかなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは次に、鹿島市公共施設等総合管理基本方針ということについてお尋ねします。

3 ページの公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針というところですね。その目標のところいろいろ書いてありますけれども、新規整備を行う際には、その必要性及び費用対効果を十分に踏まえた整備を行うことを徹底します、ということになっています。更新等費用については、計画的な点検、診断等により長寿命化を図り、耐用年数の10年延長の実現を目指しますと書いてあるですね。この必要性というのは、今言われたのが必要性なわけです。そしたら、次の費用対効果について、費用対効果とは、支出したお金を出したことによって得られる成果ということですね。それが費用対効果分析の基本的な考え方という資料がありまして、その分析の手順というのがあります。これによって費用対効果を市のほうも分析されたと思います。1 がプロジェクトの特定ということで、これは市民会館建設ですね、2 が効果項目の抽出、3 が便益の計測、4 が費用の算定、5 が費用便益分析、6 が貨幣換算しない効果の分析の手順で進められたと思います。その中で効果項目の抽出で

は、どの項目が何項目あったか教えてもらっていいですか。

○議長（角田一美君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

お答えいたします。

費用対効果の中での費用分析ということで、効果項目ということですが、例えば、企業の事業というか、投資ということであれば、費用をかけて事業を行うことで、将来どれだけの利益が企業のほうに得られるかということで、事業の採算性ということで分析がされていると思います。市民会館につきましては、平成23年以降、多くの市民の方々、それから市民会館の建設研究会、検討会ということで、多くの市内の団体の代表者の方と協議をし、市民会館の建設の是非に当たるところから協議を行っていただきました。

先ほどちょっと触れましたけれども、例えば、市民会館の費用対効果ということで、市民会館を建設した場合と、改修をした場合とか、全く建てない場合とかいうケースになりますと、例えば、建てた場合と建てない場合という、コストそのものが100かゼロかということになりますので、非常に分析が難しいところがございます。平成30年ぐらいに財源の検討をしていく中で、市民会館の改築計画に関するデザイン研究というのを行いました。その中では、もちろん建て替えということと、一部事務所を残して改修をするというのと、中をさらってしまってというか、改修をして、少し増築をして改修をするという3項目について、例えば、経済性であるとか利便性であるとかいうところの検討をしてきた結果、総合的に考えて、改修と建て替えということで、費用的にももちろん改修のほうが安くはつくんですが、建てた後、改修した後の存続期間のほうを考えると、総合的に建て替えたほうがいいということで、建て替えの計画を進めているところです。

ちょっとデザイン研究のほうを私がそらんじていませんので、比較してきたことを今、具体的にお答えすることができませんけれども、経過としては今のような形で市民会館の建て替えについて計画を進めてきたところです。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

今の説明では効果項目の抽出というのではないような気がしますけれども、急に言われてですね、難しかったと思います。

では、便益の計測ということで、抽出した貨幣換算論ということにすれば、市民会館の利用料金になると思います。それで、旧市民会館の年間利用人数と年間の収入を答弁してください。

○議長（角田一美君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

お答えいたします。

市民会館の利用人数ということですが、旧市民会館というのが、ホールの部分と事務棟といいますか、会議室棟と呼んでいた部分がありました。ホールのほうの1年間の利用人数ですが、およそ8,000人から9,000人程度の利用者があったところです。

それから、収入ですが、これにつきましては、減免の係数、例えば、公的に使う場合とコンサート等で使っていただく場合と係数がありますので、ホールの部分でいいますと、大体年平均、有料で使っている収入が2,500千円前後になっていたと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

年間8,000人から9,000人いた。8,000人で、12で割っても月に660人ぐらい利用しているということでしょう。何を利用しているんですか。私も鹿島に住んで六十何年なりますけれども、市民会館を利用したと記憶があるのは成人式ぐらいなものですよ。660人、イベントか何かあったんですか。毎月イベントがあっているわけですか。

○議長（角田一美君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

先ほどお答えしました8,000人から9,000人ほどの御利用というのは、年間を通しての合計の利用人数でございます。例えば、中学校であるとか高校であるとか、もちろん学校別なんですけれども、そのブラスバンド部といいますか、その子供さんたちが練習に使っていただいたり、学校のコンサートに使っていただいたり、JAの組合員さんの方の講演会であるとか年金友の会であるとか、1回で一番多く利用されるというのが、老人クラブの大会あたりはほぼ満員になるということで利用をしていただいているところです。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

ただ、今度が750名ぐらいでしょう。コロナ対策をしたら200人弱になるわけでしょう。コロナがいつ収束するか分からないわけですから、200人しか利用できないといたら、この市民会館を造った意味があるんですか。

○議長（角田一美君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

おっしゃるとおり、建設計画を進めていく中で、コロナウイルスの状況というのははっきり申しまして想定していなかったというか、考えもつかなかった事態でございます。鹿島市に限らず、福岡のほうの大きなコンサート会場についても、まだまだ前後左右の間隔を空けてコンサートや講演会があるというふうにお聞きしています。これがどれくらい続くかというのはもちろん分からないわけですが、これからそういう対策がまた進歩していったりとか、収束に向かったりとかいうところで、市民会館を御利用していただきたいですし、やはり成人式あたりで今まで成人の方とか保護者の方も来ていただいてやったんですけれども、ちょっとしばらく使えなかったということで、エイブルのほうで300人規模ですので、対象の成人の方ぐらいしか入れなかったということで、別の会場で保護者さん等も見ただいた経過がございます。

ぜひ市民会館等で成人式等もやりたいという御意見もありますので、今後の成り行きを注視しながら、ぜひ活躍というか、市民会館を活用していきたいというふうに思っているところです。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは次に、費用便益分析について質問します。

費用便益分析とは、事業の実施による費用、用地費、補償費、建設費、維持管理費に対して、その事業の実施によって社会的に得られる利益の大きさはどれぐらいかを見るものです。事業の実施に要する費用というのは、建設費、維持管理は建設費に2,684,600千円、維持管理費については光熱水費、施設管理委託費、人件費、事業運営費、施設警備費、全て積算されたと思いますが、維持管理費の年間の額は幾らと予想されていますか。

○議長（角田一美君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

お答えいたします。

新しい市民会館の維持管理費のことですけれども、正確に想定するのは難しいところでございます。例えば、空調設備等々につきましては、もちろん省エネ化について対応に進化していると思いますし、電気契約の見直し等により経費の節減効果というのは見込めるかなというふうに考えているところです。元の市民会館が1年間でおよそ11,000千円から13,000千円程度の維持管理が必要でした。今度の新市民会館につきましては、民俗資料館との集約化もございます。人員配置等々の検討もやはりしていく必要があります。管理計画等について

は、これから具体的にまた詰めていくところです。

それから、おっしゃったように、設備機器のメンテナンスであるとか建物の長寿命化のための費用、それから近年の資材費とか労務費、非常に高騰をしているところですので、その辺は考慮すべき点だとは思いますが、どれくらいに想定するかというのが非常に難しいところです。

新しい市民会館が竣工して、概算ではあるんですけども、60年間程度使用するというふうに目標を決めて、例えば、利用者であるとか、来場者の方のこうあってほしいという要求とございますか、そういう水準を維持しながら施設を管理し、使用していくとすれば、年間約18,000千円程度の対策費が少なくとも必要ではないかというふうに試算をしているところです。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

では、償還の53,000千円と13,000千円で、これが70,000千円以上要るわけですね、償還と維持管理だけでですね。結構金がかかりますね。

それでは、今度のこの鹿島市公共施設等総合管理基本計画の4の⑦、総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針ということで書いてありますけれども、公共施設等に係るコストや将来を含めた本市の財政状況、公共施設等の適正管理の在り方などを各職員が十分理解し、意識を持つ必要があります。そのため、今後とも市職員の理解の促進、意識の醸成を図りますとなっています。市の財政状況を理解しとありますが、現在の財政状況を説明してください。借金が幾ら、貯金が幾ら、そして収入ですね、税収が幾らというように、市民の皆さんに分かるように、簡単に説明してください。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

基金の残高、これは平成30年度決算でございますが、積立基金の現在高、約29億円でございます。これには財政調整基金等々が目的基金を含めて含まれております。また、地方債の現在高、約109億円でございます。これには臨時財政対策債が含まれております。また、税収でございますが、約30億円というふうになっております。

以上です。（発言する者あり）

この中で申し上げました臨時財政対策債ですね、地方交付税として配るべき財源が、国のほうがなかなか厳しい状況がございますので、一旦、市のほうで地方債を借り入れ、起債をして、後年度、普通交付税として入ってくるというふうなものでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

交付税でいろいろ入ってくると思いますけれども、簡単に言えば借金が109億円で、基金、貯金みたいなのが29億円と。しかし、この基金というの、この前、議案審議で言いましたけれども、目的でなければ使われんですよね、建設基金だって。だから、確実にこれは貯金のような形になるじゃないですね。財政調整基金の場合は、いろんなどに使えるでしょうけれども、税収が30億円ですけれども、これ来年になったらどうなるか分からないような状況ですね。当初、想定していた市民会館の利用状況も変化することになって、750名の収容人数がコロナ対策で計算すると、4分の1の200名弱になってしまう。何となく利用価値が下がってしまったような状況になっていくと思います。もう一度立ち止まって、あと1回検討してみてもいいのではないかと思います。

次に、4の公共施設等適正管理推進事業債について質問します。国、県などから指導、助言を受け、複合化、集約化事業の活用について、めどが立ったと説明がありました。市から頂いた資料には、総事業費の90%が起債に充当可能で、その50%が交付税措置されるとあります。総事業費というのは、全て完成の状態でそのうち90%が建設地方債の発行が可能ということか、それとも先ほど言われたように建物だけなのか、ちょっと教えてください。

○議長（角田一美君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

お答えします。

公共施設等適正管理推進事業債につきましては、もちろん建物の工事費は全部対象になります。それから、今までやってきました建物の解体費、それから設計でいうところの詳細設計、実施設計と言われるもの、このあたりが事業の対象になるところです。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、交付される予想の金額というのは分からないですね。

それでは次に、複合化、集約化の対象施設に民俗資料館を入れたということで、市民会館は鹿島市公共施設等総合管理基本計画方針において、公民館、コミュニティーセンターに位置づけられており、公共施設等推進事業を活用する上で、集約化する施設として鹿島市民俗資料館が適切と判断したとあります。

民俗資料館について質問します。文化庁の資料では、民俗資料館展示には、運用管理に関する要する費用、人件費、保全費、修繕費、運用費、解体費など、かなりの予算が必要としています。この展示について、どれぐらいの予算を積算していますか。

○議長（角田一美君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

民俗資料館の展示に関する経費ということで、例えば、人件費につきましては、これまで古枝公民館の近くにあったということで、生涯学習課の職員が各担当でやっていたので、その分の人件費はもちろんかかっているんですけども、展示に関しては展示テーマを、今、市民の方から頂いた農具であるとか漁具であるとか、そういうものの展示があるんですけども、今度、市民会館のほうに併設するというので、それに加えて、例えば、図書館のほうに所蔵してある古文書とかを展示できるような形にしたいなというふうには思っております。その中で、先ほどちょっと申し上げましたけれども、備品購入については、これからまた精査して、お願いをしていくということですので、その展示に係るケース等も購入費用とかもごさいます。今、正確に幾らという金額をお答えできなくて申し訳ないんですけども、建設費の中にももちろん入っている部分、壁のほうに絵を飾ったりできるような部分については建設費の中に入っていますので、ちょっと答えになっていなくて申し訳ないんですけども、正確な金額については、ちょっと今のところお答えできる状態ではないです。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

民俗資料館ですね、古文書とか言われましたけれども、古文書も虫食いがあつたり、管理が大変ですね。それから、今度は絵を飾ったりしたら、これは温度管理もあるわけでしょう。どこから物を持ってくれば、解体するのも素人ではできないですよ。それから、物を持ってくるにしても、梱包をぴしゃっとせんばいかんですよ。そこら辺の軽トラックで持ってくるわけにいかんです。展示品にはかなりお金がかかると思います。建設費は2,680,000千円ですけども、これは30億円ぐらいになるんじゃないですか。これだけのお金を今かけて造らなければならない理由が市民会館内にあるのですか。副市長、どうですか。

○議長（角田一美君）

藤田副市長。

○副市長（藤田洋一郎君）

今、市民会館の建設についてお話をいただいております。確かにこの市民会館につきましては、市民が物すごく大きな課題として長年ずっと抱えてきた問題であります。もうかなり前の市民会館が老朽化いたしまして、何とかこれを新しくしてほしいという声はずっとござ

いました。ただ、そういう中で、建設について、本当はエイブル、平成13年に造る後に、すぐに市民会館を造ろうかというようなお話もあったわけでありますが、なかなか今おっしゃるように、いろいろなほかの事業との兼ね合いとか、それから建設費が多額に上ります。それから、何といたっても財源の問題がございます。前の市民会館は4割程度は寄附金で出ておりますけれども、それ以外の財源は地方債というようなことで、借金でということで、なかなかこのあたりを踏み切れなかったというのが長年の懸案、課題でございました。

そういう中で、平成23年以降、まちづくり懇話会、それから市民会館建設検討委員会、ずっと1年1年、丁寧に丁寧に市民の皆様の意見をいただきながら、どうしようかという結論をして、そして、市民会館をやっぱり造ろうという形で提言があったと。これを行政のほうに市民の方からいただきまして、じゃ、これを物にしなくちゃいけないというのが行政の務めでございますけれども、なかなかそのところで財源の手当がなかったということでございます。よそのことを言いますと申し訳ございませんが、合併した市町村につきましては、合併特例債ということで100%起債、それから、90の交付税算入というような有利な起債がございますので、そういうのがあればすぐにでもというようなところも行政としてはむずがゆい、市民の方からは何とか造っていただきたい。でも、行政としてはなかなか財源としては難しいという中で、ここ五、六年ずっと悩んできて、そういう中で、先ほど御紹介いただきました公共施設等総合管理計画の中に入たい込んで、それから国が認めていただければ、これを90で、50%ではございますけれども、普通の起債を、ただの借金を借りるよりも有利だ。鹿島としては最大の有利な財源を見つけてきたということで、今やっと予算をいただいて建設に始まったところでございます。

そういう中で、確かにおっしゃるように、今いろいろな社会の変化がございます。じゃ、一応立ち止まろうかというお話も確かにあろうかと思えます。そういう中で、今ずっと當々申してきましたが、やっぱり市民の方は市民会館を造ってほしい。でも、行政としては財源をどうするか。やっとな見つけた財源というのが、これが経過措置がございまして、もう平成（271ページで訂正）3年度までには造り上げないと財源がなくなる。じゃ、後に譲ったときに、また経緯を、またその後の10年間、しかも解いてしまいましたので、市民の皆さんには不便をずっとおかけするということ。これらが果たしてどうなるかということで、今、行政といたしまして、そういう御提案もありますけれども、我々といたしましては、しっかりと財源があるうちにこの市民会館を造り上げて、市民の皆様に供用開始していただき、もちろん、これが収益事業じゃございませんから、もうけということじゃございませんけれども、市民が喜んでたくさん使っていただく、いろいろな場面で使っていただけることで、かなりの心の満足度というのですか、その分は物すごく上がっていくものと、そういうことで今考えておるところでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

私は批判しているわけじゃなく、なるべく節約してできれば、それが一番いいんじゃないかなと思って質問しました。批判しているわけじゃありません。

最後に、これは質問ではありません。新型コロナウイルス感染症の影響で、一日中、大人も子供もマスク着用が義務となっています。子供たちのマスク着用がいろいろと悪影響が出てきている状況になってきています。子供たちにとって、大人たちとのコミュニケーションを取るためには、大人の表情が重要です。皆さんたちもマスクをしていますけれども、ここから見ても異常な状態ですよ。子供たちから見たらもっと異常です。喜怒哀楽は顔の表情で表します。顔の上半分は怒り、恐れ、驚き、悲しみを表す効果が強く、下半分は嫌悪、幸福の効果が強いとの研究結果があります。幼稚園、保育園、また発達障害がある子供たちにとっては、コミュニケーションに支障を来しているとの保育者からの声を聞くようになりました。特に1歳未満の幼児はマスクを嫌がるようです。市においては、フェイスシールド等の顔の表情が分かる対策の支援をしていただくように配慮をお願いいたします。

終わります。

○議長（角田一美君）

以上で1番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後1時55分から再開します。

午後1時42分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

初めに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市内の事業所、学校、飲食店、医療関係などを含め、市民の多くの方々に多大な影響が出ました。皆様に心よりお見舞いを申し上げ、一日も早く感染拡大前に近い状況になるようにと願っております。また、感染症の対応に尽力をされている関係者の皆さんに敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症に対して、国や県からの緊急対応策が示され、鹿島市においても独自の支援策が実施をされています。これらの施策が速やかに、かつ的確に市民の皆さんに届くようにと、市の職員はじめ関係者が努力していただいていることにも感謝を申し上げます。

さて、今回の一般質問は、ほかの議員からも質問されている新型コロナウイルス感染症の影響に伴う防災の見直しや、新型コロナウイルス感染症の影響によって鹿島市の経済活動は

どうなっているのか、今後どうなっていくのか、また、そのことによってこれからの鹿島のまちづくりをどのように考えておられるのかについて質問をしたいと思います。

1点目は、鹿島市の防災対策についてです。

近年、自然災害が多発し、去年は武雄市や大町町などで大規模な浸水被害が起き、市民生活は大きなダメージを受けました。私は、そのことを教訓として、今年の雨期を迎える前に災害に備える体制づくりは十分にできているのか、いま一度検証することが必要ではないかとの思いから質問をいたします。早めの対策が必要ではないかということで、3月議会の一般質問でも聞こうと思っていたことです。

まず、鹿島市の防災マップについて尋ねます。

新しい防災マップが作成をされ、今年4月に市内の全世帯に配布をされました。ここに（資料を示す）持ってきておりますが、約50ページの冊子になっていて、風水害、高潮、地震、津波、洪水、土砂災害についての説明、それと、それぞれの地区ごとに状況を詳しく説明してあります。いざ災害が起きたときの避難行動に役立てられ、被害を最小限に抑えていただくことを目的に作成をしたとしてあり、内容も充実していると思います。

ここで大事なのは、市民の皆さんがこの防災マップを十分に理解し、災害に備えてもらうこと、また、起こり得るかもしれない身近な災害について危機意識を持ち、避難行動に結びつけてもらうことだと思います。

市ではこの防災マップの活用と市民の皆さんへの周知はどうされているのか、まず、伺います。特に新型コロナウイルス感染症の自粛要請で、3月、4月の地区の総会など会合もほとんど行われていない、そのような状況で市としてはどのような対応をしてこられたのか、お尋ねをいたします。

2点目は、新型コロナウイルス感染症の影響に対する鹿島市の対応について伺います。

全国的に蔓延した新型コロナウイルス感染症において、緊急事態宣言がようやく解除され、次のステップに進めるようになってきました。今後においても感染リスクに注意をしながら、第2波、第3波が出ないように「新しい生活様式」を取り入れながら段階的に経済活動を再開していかなければならないと思います。

鹿島市においてはこれまで感染症の確認はあっておりませんが、様々な自粛要請により経済活動に大きな影響を受けていると思います。また、今後の感染症の動向によってはさらなる影響も心配をされるところです。

今後の対応を考える上で、今の市内の各産業の状況を市としてはどう捉えているのか、伺います。

以上で1回目の質問を終わります。あとは一問一答で伺います。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

総務課のほうからは、御質問の内容で鹿島市防災マップの活用と周知の方法という点につきましてお答えをしたいと思います。

まず、この防災マップの活用につきましては、市民一人一人の皆さんがこの防災マップの内容を確認していただきながら、今年度に入ってからマスコミ等で周知されておりますが、自らの命は自ら守るということで、まず、御自分が住んでいる地域や学校、職場の周辺がどのような状況なのか、そして、危険があるのかないのかなどの点について十分に把握していただきたいということで今回のマップの中での調整は進めて、この点を重点的にうたっております。

これによりまして家族単位で違ってくる避難場所の確認や避難ルートの検討など、防災マップの情報を参考にいただきながら、個人や家族による対策、いわゆる御自分たち、家族単位を助ける自助、そして、御近所などによる対策、いわゆる共に助け合う共助を常日頃から話し合いをしていただいて、また、家族単位での日用品とか防災用品なども含めて、いざという時のために備えていただきたいというふうな願いがございます。

そして、防災マップの周知につきましては、4月から5月にかけて各地区の区長会などで説明を行いまして、区長さんを通じて市民の皆様へ全戸配布をしていただきまして、これは完了して感謝申し上げるところでございます。

具体的な掲載内容につきましては、先ほど議員のほうから御説明いただきましたとおり、洪水や津波、高潮の浸水想定区域や土砂災害警戒区域などを含めて、総合的な防災地図や防災情報を掲載した冊子でございまして、また、併せて市のホームページにも掲載して、携帯電話用のウェブ版も公開をいたしているところでございます。

それから、新型コロナ関係で地元へ市職員が出向くことや、地元の会合の開催の制限など、今年度はいろいろな面で調整が年度当初からございまして、これには自主防災組織の研修会とか区の会合など、これまでも対応してきましたが、コロナの状況を見極めながら、今後もそのような機会が設けられれば、今回の防災マップも含めまして、さらに防災関係の情報を周知していければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

私のほうからは、新型コロナウイルス感染症の影響によります市内産業の現状について答弁いたします。

まず、市内の1次産業でございますけれども、農業分野から申しますと、まず1点目が、肥育牛に関しましては、インバウンドの減少でありますとか外出自粛によりまして外食産業

等における需要が減少、これに伴い販売単価が低下をいたしております。また、肥育素牛につきましても枝肉価格の下落を受けまして、素牛価格も急落した状況となっております。

また、花卉につきましても、学校行事やイベントの自粛によりまして消費量が減少し、販売単価、販売量ともに減少しているという状況でございます。

タマネギに関しましては、飲食店の休業、また、学校給食の停止等によりまして加工業務用の需要が減少しておりまして、5月に関しましては予定していた出荷量の約半分に当たる量を出荷調整されるなど、大きな影響を受ける結果となっております。

次に、水産業でございますけれども、ノリに関しましてはゴールデンウィークの際の販売で苦戦されているようでございまして、単籠もり需要によりまして家庭用はある程度売れているようでございますけれども、贈答用の高級ノリの販売に苦戦をされているようでございます。

林業に関しましては、県産木材の売上げが減少しておりまして、現在、木材の搬出を停止しているという報告も上がっております。

次に、今回のコロナショックによりまして最も大きな影響を受けております市内商工業の現状でございますが、3月に商工会議所とともに実施しましたアンケート調査では、飲食、小売り、サービス業が特に影響を受けており、緊急的な支援が必要と判断されたところでございますが、4月に入りまして緊急事態宣言が発令されるなど、さらに深刻さは増し、影響も様々な業種に拡大していったと捉えております。

国は、こうした事業者の救済のため、つなぎ資金の融資でありますとか、事業継続支援持続化給付金などがございますけれども、各種支援策を実施しております。県や市も独自の対策を打ち出し、今日まで支援してまいりましたが、まだまだコロナ前までの回復にはほど遠い状況でございます。

これまでに実施してきました経済対策の状況等から、コロナが商工業者に与えた影響を分析しますと、まず、最初に打撃を受けたのが、旅行、宿泊などの観光産業。次に、飲食、サービス業。さらに、製造、建設業と影響が徐々に広がっていったと思われれます。

特に市内の製造業に関しましては、金属工業においては海外輸出が主力となっている企業もあります。また、自動車産業においてはサプライチェーンを中国などに置く企業もありまして、輸出入のストップが業績の悪化に影響を及ぼしていると思われれます。

また、酒造業におきましても、輸出のストップに加えまして、飲食店の営業自粛でありますとか、イベントの中止による出荷量の減による不振、減収となっていると考えられます。

このように現状市内では特に飲食、サービス、製造、建設業界の不振が目立つ状況でございますけれども、コロナの影響がさらに長期化しますと、全ての業種に対し影響が拡大していくと考えられるところでございます。

また一方で、このまま国内の感染者数が減少傾向となりましたら、国内観光でありますと

か、飲食、サービス業は徐々に回復し始められると思われませんが、輸出入など海外に依存する企業は国内状況の改善だけでは回復は望めませんので、業績不振がさらに長期化することも懸念されておりまして、いずれにしましても、非常に厳しい状況はいまだに脱していない、まだ続いていると判断しているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

2回目の一問一答の質問に移りたいと思います。

先ほど防災マップについて説明をしてもらいました。区長さんに周知をして全戸に配布をしていただいたということで、全戸にこの防災マップが配られているというふうに思いますが、そのほかにも私調べましたら、「広報かしま」、（資料を示す）この1ページ目に「災害に備えて」ということで、来る災害、今まで起きた災害の事例とか、あるいは下のほうに防災マップの紹介、2面には警戒レベルで避難の状況をどうすればいいかというようなことも書いていただいております。そして、もう一つは、これは回覧なんですけど、今のうちに自宅が安全かどうかを確認しましょうということで、（資料を示す）これは内閣府の防災担当からのいろんな指示で、あなたが取るべき行動はどうしますかということでいろんな事例をしながら、たどっていけば、自分はどういうふうな行動を取ればいいかということで書いてあります。これは回覧で回ってきましたので、区長さんから市内の全戸に行き渡っているというふうに思います。

先ほど言ったように、なかなかコロナで市のほうから地元に出向いていっていろんな説明をするというのは今までできなかったもので、こういうふうな形でも皆さんに周知ができればなというふうに思っているところです。そういう意味では執行部のほうも努力をされているというふうに思います。

ただし、市民の皆さんに状況の変化に応じて避難をしなくてはという避難行動につなげる、そのためにはやはり日頃からの研修、それから、先ほどおっしゃった共助、地元の皆さん方も避難場所の確認、避難のやり方などを日頃から話し合っって意識を共有していくことが大事であります。

昨年の武雄、それから、大町の浸水被害について、被災をされた方がまさかこんなにも水かさが増してくると思ってもいなかった、そのために避難が遅れたと言っておられた。こういう状況がこの鹿島でも起こり得るという危機感を私は持たなければいけないと思います。

災害に対する意識を高めてもらう必要があります。私も3月の予算の特別委員会で対応をお尋ねしましたが、地域の防災力を高めることは必要であり、なるべく地元に出向いて災害

や防災の説明に努めるという答弁をいただいております。ただ、先ほど申しましたように、今年3月、4月、コロナウイルス感染症の対応で動きが取れなかったということでございます。今、雨季に入っておりますし、市民の皆さん方が速やかな避難行動が取れるよう、市民の防災意識を高めるような取組が今後も必要だと思いますが、執行部の考えを伺いたいと思います。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

確かに議員おっしゃいますとおり、私どもが地元へ出向いて、近年の防災に対する対策、そして、昨年度の武雄の豪雨での教訓を基に、いかに対応されたほうがいいのか、あるいは行政としての業務としてどうあるべきかというのを意思疎通させる場が必要だったんですけれども、今回のコロナの影響がございまして、出向くことはしたんですけれども、会合がないと、総会もないという状況でしたので、ここはやはり先ほど答弁いたしましたとおり、臨機応変な対応をしていきたいということ。

あと、先ほど御紹介いただきましたけれども、6月1日号の市報で今回の災害の鹿島の状況とか、あるいは警戒レベルの避難情報、そして、防災マップの情報を掲載しております。そして、7月1日号になるんですけれども、今回の新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難行動、法務大臣のメッセージを含めて、どう対応すべきかというのを簡潔にまとめた分を掲載したいと思いますので、なるべく梅雨前、そして、梅雨の時期、秋の台風もございまして、この近年の災害の状況を見ながら、要望等があれば、適切に市のほうの情報提供に対応したいと思いますし、市のほうでも全国の状況を精査しながら早期に市民の皆さんの安全・安心のための周知活動と行動に移していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

分かりました。市民に対する避難行動を促す、なかなか難しいというふうには思います。ただ、1つの方法として鹿島にはケーブルテレビがありますよね、それで、今なかなか地元に出向いていってこういう説明はできないということであれば、このケーブルテレビを使って、防災マップが作成されたこと、それから、それぞれの地区の状況、それから、避難のやり方等を一つのお知らせ番組として説明する、そういうこともできるんじゃないかなと私は思っていますので、そういう方向も少し考えていただければというふうに思います。

それからもう一つは、私、ちょっと関連の資料から調べたんですけど、避難行動に直接移す、その要因とといいますか、移すのにどういうのが効果があるかというのは、実際に水があふれている様子を見る、河川が増水して危険な状態になっている、そういうものをちゃんと映像として自分が見れば、避難行動をしなければならぬ、そういうふうな意識になるんだというふうなことも書いてありました。

そういうことで、先ほどのケーブルテレビですけど、県のほうの防災カメラが各河川についていますよね。それをケーブルテレビで状況を流していただく。本人がその河川まで行って見るのは非常に危険ですし、特に夜中なんかはそういうことはできません。状況を映して、そのことによって避難を促すというようなことも一つの効果があるんじゃないかなというふうに思います。そのことについて、執行部はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

ただいまの御質問の内容で、県河川の監視カメラの活用としてケーブルテレビを使って見られないかという点の内容でございますけれども、今まさしく県のほうでは予算化して河川の監視カメラを準備されております。これは県内全域の県が管理されている河川の情報を流されております。内容の主な点としては、雨量、水位、ダムの情報、有明海の潮位等でございますけれども、これを地図とか数値データで公開されて、併せてリアルタイムでの写真も公開されております。写真は動画ではなくて、10分置きぐらいに撮られた写真を24時間体制で公開されております。

御質問の内容につきましてはケーブルテレビとの連動という点になってまいりますが、これは県の防災部局と県内市町で防災協議を毎年行っておりまして、この中で鹿島市も含めてですけれども、県河川の監視カメラの映像をケーブルテレビを使って配信していただけないでしょうかという要望は続けてきました。この結果として、その中で河川監視カメラの映像のケーブルテレビ放映については前向きに進めていただいております。現状、昨年度あたりからですけれども、伊万里市の方面から放送できるように準備をされている状況で、ほかのケーブルテレビ、鹿島市も含めてケーブルテレビの業者さんと県のほうで話を進めていただいている状況です。

ちなみに、今の県管理河川が鹿島のエリア内でいいますと、嬉野市との境になりますけれども、塩田川の状況は見られます。これは鹿島市のホームページにもトップ画面から入って行ってアクセスできるようにしております。その流れですと、鹿島市のホームページのトップ画面に防災・災害情報と鹿島市防災マップのウェブ版を2つアップしております。その防災・災害情報の中に入っていきますと、河川監視情報「すい坊くん」という名称で佐賀県の

河川情報システムとして掲載させていただいておりますので、そこをクリックしていただければ、塩田川の塩田橋にカメラがついていますので、それが24時間、10分ごとに更新して、夜の状況でも見られる内容になります。

鹿島市はどういう状況かといいますと、県のほうの計画では市内の3河川に監視カメラが設置される、それも今年度中に予定ということで、一応御紹介いたしますと、鹿島川、これは組知橋のところですね、石木津川の石木津橋、中川の巖橋との3河川で3基を予定されているということで、鹿島市に関連した分としては塩田川まで入れて4基、4か所の予定で、これは完成すれば、鹿島市のホームページとか、携帯電話、そして、ケーブルテレビの状況が整えば、ケーブルテレビで見られる体制になってくるというふうに予定をしております。

以上です。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

今の答弁で私の今の要望が県と市のほうで話合いが少し進んでいるというふうに感じました。なるべく早くそういう整備が進むようお願いしたいと思いますし、先ほどの話の中でウェブとかパソコンで見られるとかというのは確かにそうでしょうが、一般の市民からすれば、やはりケーブルテレビですぐ見られる、そういうアクセスをしなくても、こういう災害のときというのはみんなそういう余裕がないんです、どうしようかなというときですので、なるべく早くみんなが見やすいような状況で情報の提供はしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

それから、鹿島には防災行政無線があります。そこでの呼びかけも今してもらっております。避難準備情報とか、そういうふうな情報も流していただいておりますが、本当に危険が迫っている状況、他の市町でちょっと伺ったんですが、そういうときには市町の首長が生の声で避難してくださいというような呼びかけをされている自治体もあります。

そういうことで、これは要望です。そういうふうな状況でやはり首長がそういう呼びかけをするというのは市民にも伝わりやすいのかなと思いますので、検討をしていただければと思います。

今までは防災計画の中でのお話をしましたが、今から新型コロナウイルス感染症に対応した防災計画の見直しについて質問をしたいと思います。このことは先ほど中村日出代議員も質問されましたので、重複しないような形で質問したいと思います。

まず、防災計画の見直し、今までと違うということで避難所の運営の見直しであったり、接触感染リスク、それから、飛沫感染対策、それから、避難者の体調確認など、今までしてこなかったような対応を新型コロナウイルス感染症に対応した防災計画では行っていくということになっておりますが、避難所を運営するに当たって、今まで市役所の皆さん方がこの役割

を担ってきていただいておりますが、今の市役所の対応で十分対応できるものかどうか、そこら辺のことを伺いたいと思います。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

避難所の中でこれまでと違って今回の新型コロナウイルス感染症対策として市役所のみで十分対応できるかという点でございますが、基本的に災害については災害対策本部を設置して、第1配備、第2配備で動員関係も含めて全職員が分担して、本部、そして、6地区ごとで分かれて対処するようにしております。その中には市役所職員のみならず、地元の消防団とか、区長さん、こっちのほうで議員の皆さんあたりも御協力いただきながら対処しておりますので、まず、段階的にはございますけれども、コロナを含めて災害の状況に応じて、今回は特に社会的距離を取る中でさらなる分散化なのか、市民の皆さんへの自宅、あるいは知人、親戚等への避難をしていただくとか、周知のほうを検討の余地があると思うんですけれども、現状はこれまでの災害対策本部の中で感染症の分も今までの新型インフルエンザのケースもございましたので、市の防災計画の中にうたっておりますので、そこら辺を少し調整しながら対処はしていけるものと考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

今の話で分かったんですが、今回やはり避難所を開設した場合に受付のまず体温確認とか、いろんな状況を今まで以上に人員をもって対応しなければいけないということで、もう一つは避難所のどういうふうな配置をするか、そこら辺もやはり事前にチェックをしておく。多分報道機関で今、時々ですけど、避難所をこういうふうな形でやりましょうということでレイアウトを事前にやっておられる自治体もありますが、そういうことについての取組は鹿島市としてはどうされていますか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症の対策の中で新しく上がったものとしては、消毒、マスク、検温、体調確認とか、建物の中での手洗い等の作業とか周知があるわけですけども、職員の配置と運営につきましては、まず、午前中の中村日出代議員の中でもお答えしたんで

すけれども、市内の施設の面積を算出したしまして、その中でお一人ずつに必要な社会的距離、ソーシャルディスタンスを保つための数値を割って、そして、人数を出しているところ
です。これ以外の超える場合は、また臨機応変な対応で災害対策本部の中で調整をしながら、
大きな施設が主体となってくると思いますけれども、その中で今回はパーティションを配
備しますが、それを活用して、なおかつ足りない場合は、佐賀県と県の段ボール協会のほう
で協定を結ばれて、県内の市町も必要に応じて必要個数、間仕切りとかベッドとかを、段
ボールですので、3日間ぐらいあれば、必要数は大体大丈夫でしょうというお答えも県のほう
からいただいておりますので、そういうふうな対応に努めていきたいというふうに思いま
す。県を通じてはガイドライン等で物すごい量の間仕切り、レイアウトでありますけれども、
鹿島の中では庁内が連携して作業に当たっていききたいというふうに判断をいたしております。

以上です。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

今のお話で分かったんですが、準備をしていく、避難のための前の準備、レイアウトをし
て、例えば、ここにどういうふうな配置をするというのは、そのとき行ってどたばたして作
るのではなかなか間に合わない。避難をしてくる人がいるのに、そういうことに対応できな
いような状況ではいけないと思いますので、ぜひ今度の指定避難場所になったところはある
程度のレイアウト、これぐらいはしようということできひ事前に考えていただきたいという
ふうに思います。

先ほどの話の中でこのコロナウイルス対応をすれば、市内で450人ぐらいの避難者を収容
するということですが、特に北鹿島なんかは13人ですよ、北鹿島公民館。我々がどこに逃
げたらいいですかと聞かれたときに、13人しかできないという状況で北鹿島公民館ですよ
と言えるかどうか。だから、例えば、1次避難所「かたらい」に避難をするということであ
れば、そういうふうな指示、地区ごとに考えていくのも大事でしょうけど、1次避難所は「か
たらい」ですよ。北鹿島なんかは先ほどの防災マップを見てみたら、ほとんどが浸水地域
なんですよ。だから、そういうふうな具体的な指示もやはり市のほうから出していただけれ
ば、我々も説明がしやすいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、こういうふうな形でやれば、避難所の絶対量が足りない。それで、先ほどおっ
しゃったように、親戚や友人宅、あるいは在宅避難、車での避難、いろんな避難の方法を今
示してあります。

それで、車での避難というの、浸水地域の人に聞けば、車で避難して高いところに逃げ
ましょうというような人もかなりいらっしゃいます。だから、そういう場合には、例えば、
蟻尾山公園のあそこら辺に逃げてくださいますとか、そういうふうなある程度の避難場所の確保、

それも市のほうから指示を出してほしい。そして、できれば誘導、ここは車での一時的避難場所になりますというような、そういうのもあれば助かると思うんですが、そのことについてはどう思われますか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

確かに車で避難につきましては、今回の新型コロナウイルスの対応として車で避難も飛沫感染を防止するための一つ的手段ですよということをうたいつつも、エコノミークラス症候群とか、そういう点には注意していただきたいということです。国の通知がそうなっているんだけど、全国の自治体はなかなかどういうふうな周知をすればいいかというのは迷うところがございますが、今おっしゃったとおり、その一つ的手段として車の避難がございますので、浸水想定区域の中には当然避難場所は設置できないので、市内33か所のうちのそれに付随する車を止める場所、今おっしゃった高台の蟻尾山公園とか、それ以外の駐車場が確保できる場所は市のほうでも把握をして広報、ホームページ、あるいは市報等、回覧も含めてですけれども、どういうふうに対処するかというのは早急に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

ぜひ検討をしてもらいたいと思います。

それから、この避難の場所として、親戚、友人宅、これはやはりお互いが知っているということで避難場所としては非常にいいんですが、そういう高台のところに知人、親戚があればいいんですけど、なかなかない人はそこにも身を寄せられないということです。先ほどの車で避難もあり得るのかなというふうに思います。よろしくお願いします。

それから、一つの方法で在宅避難というものもありますよね。この判断が非常に難しいんですよ。北鹿島地区で在宅避難、浸水地域です。2階があるところは在宅避難をしてもいいのかな、どうなのかな。やはりほかの場所へ逃げたほうがいいのか。これは私聞かれたんですよ。みんなある程度自分の家は大丈夫という認識があります。そういうところで2階に逃げれば大丈夫だと、だから、垂直避難をすれば大丈夫、そういうふうな人もおられますので、例えば、北鹿島とか浸水地域、ここの垂直避難についてはどのような考えを持っておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

この避難に関しまして、北鹿島エリアは以前から御質問の中で浸水想定区域にほとんどが入るというところで、どこに逃げればいいのかという御質問があったと思います。先ほど答弁いたしました中では、公共施設で2階があって避難所ということでは現状、北鹿島公民館しかございませんので、あとは北鹿島体育館とかは浸水してしまいますので、そういうところではなかなか難しい。小学校あたりも、教育委員会との調整もありますけれども、周囲がつかってしまったら、その後、身動きが取れない難しさが前から指摘されていまして、ここは冒頭に御説明をいたしましたとおり、安全な場所というところで北鹿島エリア内が非常に難しい。これは個人さん、あるいは家庭単位、地域の中で今回の防災マップを活用して、市のほうが出向ければいいんですけれども、できない場合は、少数の単位で話し合いをしていただいて、どこに逃げればいいのかというところで防災マップにある、まずは公共施設として33か所の避難所、緊急の避難所ですけれども、避難をしていただいて、後は滞在するような長期にわたる場合は24か所、ちょっと少なくなりますけれども、そこでの対処をしていただきながら、今回はなかなか難しい点はあると思いますけれども、知人さんとか、親戚さんとか、そういう通知も国から出されて、県を通じて全国の市町村に渡っておりますので、多角的に避難場所はどうすべきかというのは、個人の家、公共施設、その他民間の施設等を含めて、これはみんなの知恵を出し合いながら考えていきたいというふうに判断しております。

以上です。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

このことについては北鹿島のみならず、鹿島市どこでも起こり得ることですので、それぞれの地域で対応を考えていただきたい、そういうふうに思います。

それから、特に配慮が必要な、先ほど要支援者の話をされましたが、高齢者、妊婦、障害者の避難場所の確保ということでいえば、国や県の指針、ホテルや旅館等の活用の受入れということも一つとして示されております。佐賀県旅館ホテル生活衛生同業組合協定の中では、受け入れますというような県との協定を結ばれたというふうに聞いております。鹿島市はそういう施設が多くはありません。そういうことで、このことについて市としてはどういうふうな考えを持っておられるのか、お伺いいたします。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

ただいまの御質問につきましては、佐賀県のほうが6月12日に県の旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を結ばれて、大規模災害が発生したときに長期にわたる避難のときには、まず、乳幼児とか高齢者の皆さん、そういう避難所の中で生活するのが非常に難しい方々に対しての避難所としての活用をできないかというところで県のほうから組合に話をさせていただいて、県内の約150の事業所の中から受入れ可能な宿泊施設に話をつなげていただいて、避難の方々を受け入れるというものです。

費用は国と県が折半していただくという内容で、私どももこの件につきましては県のほうに問合せをしました中で、県内20市町で今年の豪雨のような被害を受けた場合には、市町が県のほうに相談を行えば、鹿島でいえばホテルとか旅館は限られますが、そこに限らず、県内で佐賀県のほうがホテル、旅館につないでいただいて、ここは可能ですよというところで受入れをしていただくということで確認はしている状況です。

以上です。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

分かりました。県内のほかの市町と協力しながらやっていくということで、鹿島だけのエリア内で考えなくて、県全域の中で対応してもらおうということで理解してよろしいですね。分かりました。

今回、コロナ対応の避難所ということで質問しましたが、今までの通常でも想定外というのが起きますし、今回のコロナ対応の避難ということであれば、なおさら想定していなかったことが起きるかもしれません。そういうことで、やはり事前の備え、準備が十分にできているということが大事だと思いますので、市のほうとしても対応をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2点目の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染症の影響に対する鹿島市の対応ということで、先ほど市内の産業の状況について説明をいただきました。農業、水産業、製造業、それから、いろんなところで影響が出ているという報告を受けました。私も水産業の方にちょっと話を伺いました。今年はおりの入札の上がるとるけん大丈夫でしょうということで話をしましたら、先ほどのように、家庭用のおりはある程度消費が進んでいるけど、今のような状況では贈答品がなかなか売れません、来年取れたおりに影響してきます、値段的にそちらにはね返ってくるというような話ですので、やはり今年は、単年度じゃなくて来年度までの影響が出てくるというのが少しいろんな話を聞いていて私も予測をするところです。

それで、今、新型コロナウイルス感染症に対応して、地方創生臨時交付金、それから、国、

県の各種支援策が実施され、今回また国の2次補正の予算も採決されて、支援策も引き続き実施されていくというふうに思います。今の段階での鹿島市の経済、産業はどうなっていくのか、予測はなかなか難しいというふうに思いますが、今の時点でこの新型コロナウイルス感染症が今後鹿島市の経済に及ぼす影響についてどう捉えておられるのか、質問いたします。

○議長（角田一美君）

納塚総務部理事。

○総務部理事（納塚眞琴君）

今回の新型コロナウイルス感染症は国内というよりも全世界を巻き込んだ地球規模での発生ということでございますので、世界、日本、そして、佐賀県というような面から話をさしあげたいと思います。

6月8日に世界銀行が経済見通しを発表しております。それによりますと、2020年度、今年度でございますけれども、世界的に経済活動停滞ということでございまして、日本、米国、マイナス6.1%、ユーロ圏がマイナス9.1%ということで、世界全体ではマイナス5.2%ということで2020年発表しております。先進国、新興国、全て総崩れというような、これは現実でございます。

来年、2021年の世界的な経済はどうなんだというところですが、これにつきましては、今から半年、この半年の間に新型コロナウイルスが終息ということをお前提にしております。終息すれば、プラス4.2%というのを見込んでおります。ただ、第2波、第3波が来まして混乱が長引けば、マイナス5.2%どころか、さらなるマイナス成長、マイナス10%近くまで行くというのも避けられない状況だというふうに世界銀行も見通しています。

一方、国内経済におきましても、政府の緊急事態宣言によりまして外出自粛、これは我々もやりましたけれども、これで経済はほとんど収縮しております。まだ完全にコロナウイルスも終息はしておりませんので、現在も毎日大体2桁の感染者が出ているような状況が発表されております。先月に、月末ですけれども、政府の正式な公式見解の月例経済報告というのをやっていますけれども、これにつきましても、やはりコロナウイルス感染症の影響で急速な悪化が続いて極めて厳しい経済状況だという発表をしております。先行きについても、当然感染拡大の防止策は講じますけれども、社会経済活動もレベル的、段階的に引き上げていきますが、当面極めて厳しい経済状況が続くというのも政府の公式見解として発表しております。

財政当局である財務省のほうも6月に、法人企業景気予測調査というのを全国版で調査をやっていますが、これにつきましても、外出、営業、こういったものの自粛で企業収入が非常に冷え込んでいると極めて厳しい経済の動向を反映しているというのを発表しています。

足元の佐賀県も同じく財務省のほうが発表してございまして、佐賀県内の経済情勢報告、あるいは今月6月ですけれども、法人企業景気予測調査佐賀版、この2つを発表しています。こ

の2つの中には鹿島の企業もヒアリング先に入っております。調査結果ではサービス消費を中心に個人消費、これが減少、世界経済、やはり輸出とかやっていますので、世界経済の減速によって輸出が減少したことで、当面は佐賀県の経済も厳しい状況が続くのではないかと
いうことでございます。

したがって、国内でも東京のほうが駄目でも九州はいいとかという状況じゃなくて、国内全体に及んでおりますし、世界全体にも及んでおりますので、傾向的には全体的には一緒かなということですよ。

議員おっしゃるように、なかなか経済状況を見通せと言われても非常に難しいところがありますけれども、言えるのは、国が策定した1次補正予算、それと、12日に成立した第2次補正予算、これを政府も速やかに成立させていますので、地方もこれを速やかに執行していくこと自体がコロナウイルスの早期終息、あるいは経済活性化につながっていく、この両建てにつながっていくのではないかなということだと思っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

分かりました。なかなかこれからの状況予測というのは難しいというふうに私も思います。

そういう中で、今お話があって厳しいという判断をしなければならないということですが、当然いろんな影響によって鹿島市の税収にも影響が出てくるんじゃないかなというふうに思いますが、そこら辺のことについて市のほうはどうお考えでしょう。

○議長（角田一美君）

山口税務課長。

○税務課長（山口徹也君）

それでは、私のほうから想定される税収への影響についてお答えしたいと思います。

新型コロナ対策によるものということで、まず、徴収の猶予制度の特例ということで、条件に合致すれば、最大1年間、市税全般について納税を猶予ということになっております。これは猶予ですので、その猶予した後、納付ということになってはきますけれども、一時的には減収ということで影響が出てくるものと思っております。

また次に、中小事業者の償却資産及び事業用家屋にかかる固定資産税の軽減措置ということで、該当すれば、令和3年度、来年度になります。固定資産税を2分の1かゼロに軽減ということとなっております。

また、生産性の向上の設備投資を行ったということで特例措置に該当した場合、その固定資産税について3年間ゼロに軽減、また、軽自動車税ですね、環境性能割については、該当すれば、税率について1%軽減する措置を延長ということで、いずれも国のほうからの補填

が最終的にはあるようにはなっておりますけれども、一時的な減少ということでは予定をしておかないといけない部分かと考えております。

以上が制度的なものになります。もう一つ、先ほど来答弁がっておりますとおり、経済へのダメージ、経済が停滞しているということで、今年中の売上げや賃金というところには大分影響が出てくるだろうということで、来年度、令和3年度の住民税とか法人税についてはそこらあたりの影響ということを考えて歳入の予算あたりはつくっていかねばならない、そういう必要があるかということで考えているところです。

以上です。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

今のような話を聞きますと、鹿島市の財政運営にも少なからず関係をしていくというふうに思います。先ほどのように、今度2次補正がありました。国からのいろんなそういう支援制度も続けてほしいんですが、これがいつまで続くかというのもまた不透明なところがあるというふうに思います。

鹿島市の令和2年度の一般会計当初予算156億円ぐらい、現在はいろんな支援策で188億円、今度の第2次補正を加えれば、190億円は超えるというような予算規模になってくると思います。今までなかったような予算をこの鹿島市のほうで執行していくというふうになります。その弊害が後々に出てきはしないかというふうなことも憂慮されます。

そういうことで、鹿島市の今後の財政運営をどうしていくか、このこともやはり大切になってくると思います。市のほうの考えを伺いたいと思います。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

まず、財政状況について申し上げてよろしいでしょうか。その後、今後の財政運営の考え方について申し上げたいと思います。先ほどの中村日出代議員への答弁と重複する部分はありますが、御了承いただきたいというふうに思います。

平成30年度決算で鹿島市に入ってくるお金は、税収で約30億円、地方交付税で約40億円、合わせて70億円のお金が入ってきております。このほかいろんな補助金等がございますが、これらを基にして事業を行っているところであります。

また、家計でいいますところの貯金ですね、基金は約30億円ございます。一方で借入金でございまして、主に2つございまして、建設地方債が約60億円、これが実質的な借入金になります。支出というものは、その年度の財源——先ほどの税収または交付税等でございますが

——で賄うのが基本ではございます。しかしながら、公共施設を整備するときなどはその年度だけの財源で賄うのは非常に困難でありますし、市民サービスに影響が出てまいります。また、将来世代の方はこれら施設の恩恵を受けるというふうなことから、借入れをいたしまして、例えば、30年間分割して払っているところであります。

また、これは特例債でございますが、臨時財政対策債というのが50億円ありますが、国が地方交付税として交付する財源が不足をしていることから、その分を市が肩代わりをしているような借入金であります。したがって、これは後で交付税として入ってくるものでございます。このような入ってくるお金、または借入金等をはじめとする歳出、出ていくお金等がございます。

議員御指摘の部分でございますが、これら私どもはこの財源の確保、そして、市債の適正管理、これをまず第一義的に見据えた財政運営に努めなければならないというふうに考えております。新型コロナの影響が幅広い分野で広く、そして、長く、そして、非常に厳しい影響がある中、これらに留意をしながら、迅速かつ効果的な経済対策、そして、先ほど申し上げましたように、市民サービスに影響が極力出ないような財政運営を考えているところであります。

そこで、先ほど議員がおっしゃいました財源として、国の地方創生臨時交付金の活用をまず念頭に置いております。この交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う全ての事項について対応するという事で、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるようにということで国の臨時交付金が創設されてございます。感染拡大の防止、または地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図ることを目的といたしております。

また、先ほど御紹介のとおり、先週12日には国の2次補正が国会で成立をいたしております。この臨時交付金第2次拡充分、さらに有効に活用すべく、庁内で具体的な検討に入っているところであります。

この臨時交付金を活用しながら、また、緊急的な措置として第1弾、または第2弾で財源を充当させていただきました財政調整基金、そして、ふるさと納税基金から繰入金、このあたりを必要に応じ活用させていただきたいというふうに考えております。

しかしながら、この新型コロナの問題点は、いつまでたったら、または財源を投入したら終わりというものではございません。終わりが見えないことが非常に課題であります。このような中、財政調整基金等を過大に充ててしまいますと、第2波、第3波、または災害、そして、先ほど来っておりますような税収減に伴う対応ができなくなることから、財政においても備えが大事ですし、財政の持続可能性を念頭に置きながら、交付金を最大限活用させていただきまして、長期的視点の下、既存財源を有効に活用していくというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

今、国からのいろんな交付金があつて、いろんな施策を打ちながら、これらの鹿島市の財政運営をしていくということでございます。

そういう中で、今後、第七次の総合計画も今から計画されていきます。このコロナウイルスの影響がどこまで続くのか、そこら辺は不透明なところもありますが、新しい働き方改革等も提案をされておりますし、これからのまちづくりというのはどうやっていくのか、そこら辺も非常に重要になってくるというふうに思います。この第七次の総合計画に向けたこれからのまちづくりということで、そこら辺の指針についてお考えがあれば、お尋ねいたします。

○議長（角田一美君）

大代総務部長。

○総務部長（大代昌浩君）

これからのまちづくりの計画の方針についてお答えします。

現在、鹿島市の最上位計画であります第六次鹿島市総合計画、5年間になりますけれども、この計画期間が今年度で最終年度となります。したがって、現在、次期計画であります第七次の計画を策定中であります。

第六次の総合計画ではまちづくりの基本的な考え方を示す基本構想に目指す都市像を「みんなが住みやすく、暮らしやすいまち」とし、施策の基本的な考え方の1ポイント目に、「しごと・ものづくり」「ひとづくり」「まちづくり」の好循環を目指します、2ポイント目として、みんなですすめるまちづくりとしています。

この六次計画と次期七次の計画では、まちづくりの基本的な方向性が大きく変わるというものではないと考えております。新型コロナウイルス感染症の影響を考えたまちづくりの方向性としまして、2011年の東日本大震災、それから、2016年の熊本地震、2017年の九州北部豪雨、今年の佐賀豪雨、そして、今年の新型コロナなど、いろんな災害が多発し、いつ、どこで、どのような災害が発生してもおかしくないような状況にありますので、第七次の総合計画では、先ほど述べました基本的な考え方に、表現はまだ決まっておりませんが、新型コロナに限らず、災害に強いまちづくりというような文言を加えることを予定しております。

5月28日に第1回の総合計画審議会、これは公共的団体の代表者や住民公募で委員を構成する審議会を開催したところでございます。また、庁内の各部職員で構成する5つの専門部会を設置し、新型コロナ感染症対策だけではなく、近年多発している災害への対応を念頭に各分野に横断的にわたる課題として認識し、各種施策を各専門部に依頼し、これを踏まえ作業を行っているところでございます。

今後、庁内の企画委員会を経て、総合計画審議会による審議をいただき、議会の議決を得るスケジュールということになっております。

なお、議会や審議会の皆さんは既に御承知ではありますけれども、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略については、総合計画と整合性を図り、効果的、合理的に進めるため、計画期間を1年延長させ、総合計画と同じ計画期間として併せて策定することとしております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

分かりました。基本的な計画というのは大きく変わっていかないというふうに思いますが、今おっしゃったように、防災に対しての備えをもっとやっていくというような話もされておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、市長にお尋ねします。今のような話の中で、今後の鹿島のまちづくり、市長は市長になられるときに「新風創造」、あるいはその後、「鹿島ニューディール構想」、あるいは「コンクリートも人も」と、いろんな思ひでこのまちづくりに携わっていただきました。それで、今後のまちづくり、第七次に向けた市長の思ひをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名ですからお答えします。

内容は既に七次目の計画は始まっておりまして、具体的な作業があと半年ぐらい続くわけなんですけど、今言いました内容は全部別にしますと、これまで10年間で4回か5回の大きな災害と言われるものが起きているんですよ、東日本大震災から。したがって、それを織り込んであります。どうするかはですね。今度考えないといけないのは、実はこれまでは平時の発想だったと思うんです。つまり、ある程度先を見通すときに精神的な、いわば周辺からの圧力を考えるときに、平時の発想でよかったと思ひます。今度七次計画はそれでは駄目だと思ひます。言葉は悪いですけども、戦時の発想でいかないといけない。それが一番の思ひですね。

具体的にどうするか。これから練り上げますけれども、あまり長期的に、例えば、50年だ何だといったら、目の前の災害だとか危ないことをどうするか、今そこにある危機、これをどうしのぐかということではないかと思ひます。

したがって、10年間で2回、最初は変えていただきましたからですね、五次目は。五次、六次、2回を経験して、教訓、学習効果を得たという意味で申し上げますと、従来と全く

違った形で、復興後、恐らく第2次大戦のときに多くの方々が悩まれたのと同じような類似の性格の発想で今度の七次計画は臨まないといけないかなと、そういう思いをしております。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

分かりました。

今回私、防災についてとまちづくりについてお伺いをいたしました。やはりいろんなこういうふうな緊急の事態が発生する、予測もしないような事態が発生するということに対して、も向き合いながら、どうしていくかという対応も迫られてくるというふうに思います。

今回こういうふうな形で早く終息することを願っておりますが、今後は執行部、それから、我々議会も一緒になってこの難局を乗り越えていけたらというふうに思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（角田一美君）

以上で11番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明19日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時12分 散会